

第十九回 参議院文部委員会會議録第三十三号

(六四三)

昭和二十九年五月十四日(金曜日)午前
十時二十七分開会

委員の異動

五月四日委員横川信夫君辞任につき、
その補欠として白井重君を議長におい
て指名した。
五月六日委員白井重君辞任につき、そ
の補欠として吉田廣次君を議長におい
て指名した。

出席者は左の通り。

委員長 川村 松助君
理事 加賀山之雄君
加賀山之雄君
荒木正三郎君
相馬 助治君

委員

雨森 常夫君
木村 守江君
田中 啓一君
高橋 衛君
中川 幸平君
吉田 萬次君
杉山 昌作君
高橋 道男君
岡 三郎君
高田なほ子君
永井純一郎君
松原 一彦君
長谷部ひろ君
須藤 五郎君
野本 品吉君
大達 茂雄君

国務大臣
文部大臣
大達 茂雄君

政府委員

文部政務次官 福井 勇君
文部省初等中
等教育局長 緒方 信一君
事務局長
常任委員 竹内 敏夫君
会専門員 工葉 英司君
会専門員

本日の会議に付した事件

○義務教育諸学校における教育の政治
的中立の確保に関する法律案(内閣
提出、衆議院送付)
○教育公務員特例法の一部を改正する
法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(川村松助君) 只今から文部
委員会を開会いたします。

義務教育諸学校における教育の政治
的中立の確保に関する法律案、教育公
務員特例法の一部を改正する法律案
(閣法第四一号)の両案を一括して議題
といたします。

前回において両案に対する質疑は終
局いたしました。よつてこれより
討論に入ります。御意見のありの
かたは賛否を明らかにしてお述べを願
います。なお修正の御意見もございま
した。この際お述べ願います。

○加賀山之雄君 私はい今議題となり
ました教育公務員特例法の一部を改正
する法律案並びに義務教育諸学校にお
ける教育の政治的中立の確保に関する
法律案の両案に關しまして、緑風会文
部委員三名即ち高橋道男君並びに杉山
昌作君並びに私の三名の意見を代表し

たしまして、原案に對します修正部分
を提案いたしました。この提案理由の説
明を申し上げ並びに修正部分並びに修正
部分を除く原案につきまして賛成の意
思を表明せんとするものでございませ
う。先ず修正部分につきまして朗読いた
したいと思ひます。

教育公務員特例法の一部を改正
する法律案に對する修正案
教育公務員特例法の一部を改正す
る法律案の一部を次のように修正す
る。

第二十一条の二の次に一条を加え
る改正規定のうち第二十一条の三の
見出し中「制限等」を「制限」に改め、
同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定は、政治的行為の制
限に違反した者の処罰につき国家
公務員法第百十條第一項の例によ
る趣旨を含むものと解釋してはなら
ない。

次に
義務教育諸学校における教育の
政治的中立の確保に関する法律
案に對する修正案
義務教育諸学校における教育の政
治的中立の確保に関する法律案の一
部を次のように修正する。

第三条中「反対させるための教育」
を「反対させる教育」に改める。
簡単に修正の意図の御説明をさせて
頂きたいと思ひます。

私は今回政府より提案されましたこ
の両案につきまして、本委員会の審議
を通じて慎重に検討いたしましたつも

りでございますが、私は先ず第一に申
したいことは、これは誠に我が国にと
つては不幸な法律であるということ
であります。新教育制度が実施せられ
まして、新憲法下教育基本法の下にい
ゆる新しい教育が行われ来たつたの
であります。それらの行われ方につ
いて見ますと、私は決して十分に新
教育の精神が理解されず、又教育基本
法に定めるところの各条項の精神
が生かされておらない。これが十分に
実施されておらない。これが十分に
実施されておらない。これが十分に
実施されておらない。これが十分に

りでございますが、私は先ず第一に申
したいことは、これは誠に我が国にと
つては不幸な法律であるということ
であります。新教育制度が実施せられ
まして、新憲法下教育基本法の下にい
ゆる新しい教育が行われ来たつたの
であります。それらの行われ方につ
いて見ますと、私は決して十分に新
教育の精神が理解されず、又教育基本
法に定めるところの各条項の精神
が生かされておらない。これが十分に
実施されておらない。これが十分に
実施されておらない。これが十分に

りでございますが、私は先ず第一に申
したいことは、これは誠に我が国にと
つては不幸な法律であるということ
であります。新教育制度が実施せられ
まして、新憲法下教育基本法の下にい
ゆる新しい教育が行われ来たつたの
であります。それらの行われ方につ
いて見ますと、私は決して十分に新
教育の精神が理解されず、又教育基本
法に定めるところの各条項の精神
が生かされておらない。これが十分に
実施されておらない。これが十分に
実施されておらない。これが十分に

りでございますが、私は先ず第一に申
したいことは、これは誠に我が国にと
つては不幸な法律であるということ
であります。新教育制度が実施せられ
まして、新憲法下教育基本法の下にい
ゆる新しい教育が行われ来たつたの
であります。それらの行われ方につ
いて見ますと、私は決して十分に新
教育の精神が理解されず、又教育基本
法に定めるところの各条項の精神
が生かされておらない。これが十分に
実施されておらない。これが十分に
実施されておらない。これが十分に

りでございますが、私は先ず第一に申
したいことは、これは誠に我が国にと
つては不幸な法律であるということ
であります。新教育制度が実施せられ
まして、新憲法下教育基本法の下にい
ゆる新しい教育が行われ来たつたの
であります。それらの行われ方につ
いて見ますと、私は決して十分に新
教育の精神が理解されず、又教育基本
法に定めるところの各条項の精神
が生かされておらない。これが十分に
実施されておらない。これが十分に
実施されておらない。これが十分に

りでございますが、私は先ず第一に申
したいことは、これは誠に我が国にと
つては不幸な法律であるということ
であります。新教育制度が実施せられ
まして、新憲法下教育基本法の下にい
ゆる新しい教育が行われ来たつたの
であります。それらの行われ方につ
いて見ますと、私は決して十分に新
教育の精神が理解されず、又教育基本
法に定めるところの各条項の精神
が生かされておらない。これが十分に
実施されておらない。これが十分に
実施されておらない。これが十分に

りでございますが、私は先ず第一に申
したいことは、これは誠に我が国にと
つては不幸な法律であるということ
であります。新教育制度が実施せられ
まして、新憲法下教育基本法の下にい
ゆる新しい教育が行われ来たつたの
であります。それらの行われ方につ
いて見ますと、私は決して十分に新
教育の精神が理解されず、又教育基本
法に定めるところの各条項の精神
が生かされておらない。これが十分に
実施されておらない。これが十分に
実施されておらない。これが十分に

りでございますが、私は先ず第一に申
したいことは、これは誠に我が国にと
つては不幸な法律であるということ
であります。新教育制度が実施せられ
まして、新憲法下教育基本法の下にい
ゆる新しい教育が行われ来たつたの
であります。それらの行われ方につ
いて見ますと、私は決して十分に新
教育の精神が理解されず、又教育基本
法に定めるところの各条項の精神
が生かされておらない。これが十分に
実施されておらない。これが十分に
実施されておらない。これが十分に

られたる団体の反省自肅にこれを求めたいのであります。私はこの反省と自肅というものに頼るという事は、極めて大切なことであると思うのであります。反省をしたことのない人は、そんな反省なんか頼りになるものかと言われれば知れませんが、私はこの民族としての精神、特に外来思想がたゞ／＼我が国を侵して参つた場合に我々民族は必ずやその精神を咀嚼し、我がものとして立派なものにして来たのであります。かような観点から是非とも反省と自肅を求めることは根拠がある、民族が自信を持てば、私は、かようなことが必ず言えると思うのであります。併しながら反省と自肅のみによつては足りない。そこで他律的な或いは他動的な制約を加えてこれの目的を達するということでありまして、これは言わずともこの憲法の基本的人権に最も関係の深いことから申しました。又反省に求める精神から言つて必要な最小限度にこの制約をする、又罰則をつけるということが私は至当である、かように考えるのであります。これがこの理由の第一点であります。

次にできるだけ教育界の内部、教育行政の手によつてこれを矯正することを考へてもらいたい。すぐに人に頼んではかの方法でこれを直そうとしない、教育界内部でやり、教育行政の手でこれを直すことをどうして考えられないか。これが特例法におきましてはこの刑罰を行政罰といたすゆゑんであります。

次に国家公務員法並びに同法に基く人事院規則等も極めてあいまいな点があることから見まして、これらは深く

再検討を要する点があるのであります。これらの理由に基きまして特例法におきましては、原案の刑罰規定を削除して、行政罰によることとした次第であります。

第二の法案における「ための」という僅かの三字であります。これは極めて意義あることと思ひます。提案者におきましてはこういうことになれば骨抜きになる、こう言われておりますが、私は文部大臣が言われるようにこの法案が決して処罰することが目的でないとするならば、かようなことになつて骨抜きになるということはおかしいと思ひます。前段に「政治的勢力の伸長又は減退に資する目的をもつて」と言い、又後段に「ための」ということが加わりますために非常にそこにあまい模糊たる性格を生ずるのであつて、先ほどの基本的人権の精神から申しまして特に教育が学問、研究或いは思想、言論に最も深い関係があります立場からいまして、これは必要の最小限度にとどめて拡張解釈の虞れある字句は排除すべきものであると私は確信する次第であります。

以上が本修正案を提出いたしました理由でございます。修正部分を除く原案に対して賛成をいたしますゆゑんであります。

○田中啓一君 私は議題の二法案に關しまして自由党を代表して意見を述べたいと思ひます。

只今承りますると、加賀山委員はかお二人のかたから修正案が提出されて、その要旨とすると、これを私は公立学校教育の本質に徴しまして教職員の政治活動を現在より広汎に制限することは職員の中立性を保障し

教育の公正な運営を期する上に必要なことではあるが、その違反に対して刑事罰を以て臨むことは行き過ぎであり、身分上の懲戒処分にとどめるのがよろしい、こういうことが一つの点、又教育を党派の勢力の不当な影響又は支配から守りまして、真に教育者の自由と自主性を保障することはこれ又必要なことであるが、その規定の方法においては「特定の政党等を支持せ、又はこれに反対させるための教育」の「ための」という字句は如何なるものであるか、ときに濫用される虞れもあるから、むしろなきにしかず、こういうことが他の一つの点、まあ以上の二点であると、かように承りましたのでございまして、この修正案につきましては皆様の御討論が済まなければわからんこととございしますが、これまで相当多くのかたの御賛成があるように伺つておるのでございまして、本二法案に關しましては一時各方面から絶対反対の叫びがなか／＼上つておつたのでございしますが、我が参議院文部委員会におきましては非常に慎重御審議の結果、かように或る程度法案の趣旨を認められる、こういうことになりました。

したことは、私は後段申上げますように結論としては違つた意見を申上げなければならぬのであります。只今の点は私深くそのかたたちに対して敬意を表する次第であります。併しながら私はこの修正案には強く反対をせざるを得ないのでございまして、このたびの京都旭丘中学の事件、これを一体何と見られるのでございましょうか。政府の挑発だよと呼ぶ者あり、偏向教育の事例として旭丘中学や或いは山口日記等の例が文部省から提出されました

頃、或いは当委員会におきまして調査のため証人が喚問されました頃、今日のごとき一世を聲動するやうな大発展をなすものとはなか／＼的確には指摘し得た人はなかつたのであります。が、こゝまで来れば余りにも極端な偏向教育、又余りにも極端な政治的行爲、世間はただ啞然たる有様であります。而も私も当時から考えましたのは日教組内における共産党グループの活動状況と言ひ、各所に起きておりましたところの偏向教育を思ひしめる事例、こういうものを併せ考えますと、決してただ一局部にただ一時偶発的に起きた或いは起きるものとは考えなかつたのであります。私は相當に根拠のあるものであり、いつかやうな爆発的なものが随所に起らんとも限らないものであるということを深く信じて憂いておつたのであります。現に旭丘中学の事件につきましては、その張本人たる北小路氏はか三人の教員はすでに懲戒免官になつておる。なつておるにもかかわらず教育委員会、校長を全然無視して学校に立入り、当委員会に来て述べられたいわゆる平和教育、平和を守る教育を強行しておる今日の事態、これを一体懲戒罰だけで、行政処分だけでどうして一体とめることができましようか、やめさせられてからやつておる。かかる事態に対して何故に司法権を發動せしめるやうな立法措置を講ずることが不可でありましようか。現在地方公務員法を見ましても三十七条にはいりゆる争議行為に対しては刑事罰を以て臨んでおる。而もあすこに言われておるのは主として経済的争議行為のごとき感を持つのであります。今回の余りにも極端なる政治的

行為である。そも／＼地公法三十六条と三十七条というもので片方は刑事罰を以て臨み、片方は行政処分しかないということが私はすでに甚だ不均衡な欠点のある点だと指摘せざるを得ない。これらの点から見まして私はこの特例法に刑事罰が付いて、かかる事態の鎮圧に當ることは私は当然のことであると言わざるを得ないと思ひます。次に中立法から「ための」を削除するといふ点であります。これは教育基本法第八條第二項の文言であります。「特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育」ということを「児童又は生徒に対して」という文言が入りましたから、ただ文法上使役形に變えたのみであります。従つて教育基本法と実質上何らの変更もないものであります。第三條の条文は言葉を変えて言へば、教育基本法第八條第二項に禁止しておるやうな偏向教育を行うことを教唆し又は扇動してはならない。こういう意味よりは広くも狭くもないと思ひます。而うしてこの教育基本法というものは、立法以來教育上当然の規定として誰も非難した者はありません。而も法でありますから違反することがあれば公務員法上法令違反として懲戒罰の対象となつておるのであります。これも又誰も疑つた者はありません。これをもつてこれを観れば、「ための」の文言が基本法にはあり中立法にはない、刑事罰と懲戒罰との多少範囲が或いは異なるのじやないかといふやうな感を抱かしめ、或いは紛糾のもとにならんとも限らないと思ひます。例へば只今申しました旭丘中学事件の問題でも、或いは山口日記でも基本法においては入る

が中立法においては入らないのだ、こ
ういうような説き方をする者があれば
私は由々しき大事だと思ふ。(根本的
に違ふじやないか)と呼ぶ者あり)どう
かこれらの点を考えまして私はよくよ
く御考慮を願いたい、かように存する
のであります。以上申し上げました理由
から私は只今御提出の修正案には反対
をいたし、衆議院送付の法律案に強く
賛成をいたす次第であります。

○荒木正三郎君 私は日本社会党第四
控室を代表いたしまして、只今加賀
山、高橋、杉山三委員から提出された
修正案に賛成をいたすと共に、残りの
原案をも含めて賛成いたすものでござ
います。私はこの二つの法律が政府に
よつて提案されましたときに、この法
律は類例のない悪法であるから、この
法案を撤回するようにということを政
府に申入れたこともあるのでございま
す。今以て政府提出の法案が極めて日
本の教育界に暗い影を投ずる悪法であ
るとすることは何ら所見を異にしてお
らないのであります。それはこの政府
提出の法案が直接には教員の政治活動
を封殺するところにあること
と、もう一つは教員の組合運動に対
して重大な制限を加えようとしておる
という点であります。而もこれらのこと
は憲法に規定されておるところの政治
活動の自由という基本的人権に關係す
る問題でもあり、又集会、結社の自由
の条項にも重大な関連のある問題でござ
いまして、政府の考え方は私もど
ういたしましては憲法違反の疑いがある
と、こういうふうな考えで来たのでござ
います。更にこれが法案の間接的な
目的は、将来における憲法改正の布石
として考えられておる点も予想されま

すし、又教育の中央集権化を図つて、
そうして曾つてのような、戦前のよう
な教育体制に逆戻りさせよう、こうい
う意図も予想されるのであります。そ
ういう意味において私もはこの法案
に対しては非常に強い反対をして来た
ものであります。併し今日加賀山さん
初め三委員のかたから修正案が提
出されて、最も私どもの憂慮しておつ
たいいわゆる憲法に認められておるこ
ろの政治活動の自由を拘束して、その
拘束に違反した者については刑法上の
罰則を以て臨む、こういう苛酷な点に
ついて修正をせられた。それから又申
立性確保の法案については非常に拡大
解釈の虞れのある「ため」という文字
を削除して、そうしてこの法案の害毒
をできるだけ食い止めよう、こういう
お考えの下に修正された私は修正者の
御意見に非常に敬意を表すると共に、
私も現在取り得る途をいたしまして
は、この悪法の少しでもその悪影響を
少くする、こういうことが現実的には
私どもの取るべきたつた一つの途であ
る。こういうふうな考えまして、この
修正案を提案された委員に敬意を表す
ると共に、この修正案に賛同をするも
のであります。

なおこの機会に私は一、二意見を述
べておきたいと思うのですが、その一
つは、日本の教育の復興、発展という問
題についてであります。私はこの問
題を考えますときに非常に遺憾に思つ
ておる点があるのであります。それは
文部省とそれから全国五十万の教職員
の間に深い溝があるという問題であり
ます。言葉を換えて申し上げますなら
ば、文部省と日教組との間に深い対立
があるということであります。このこ

とは日本の教育の将来にとつて私は決
して望ましいことではないというふう
に考えておるのであります。文部大臣
が日教組を誹謗するといふふうな言葉
も私はたび／＼聞いております。又日
教組も文部省の反動性を痛罵する、こ
ういう形になつて、その対立は容易に
解けるとは思われないのであります。
併しこれは日本の教育界にとつて非常
に不幸なことであるといふふうに考
えております。仮にこの法案が通りま
しても、これによつてこの関係が改善さ
れるとは思いません。むしろもつと悪
化するのではないかと、私にはこの問
題についてもつと根本的に検討すべき
必要があるといふふうに考えておるも
のであります。私は今日の両者の対
立では私は私はないと思つて、その根本
はやはり吉田政府のところにあります。
この文教政策自体にも大きな原因がある
といふことを指摘しなければならんと
思ふのです。今日のようには再軍備予算
は年々増加されるけれども、教育予算
はそれに比して非常に冷遇されておる
という事実であります。これは幾多の
例を挙げることができまうけれども、
少くとも吉田政府のつとめていた政策は
教育よりも再軍備のほうが重なり、こうい
う考え方に立つておるというところはそ
の予算に明白に示されておると思ひの
です。これは我々文化國家の建設を急
願しているものにとつては、強く政府
に反省を求めなければならぬ点である
と考えておる。これはやはり私は文部
省或いは政府と組合との間に深い溝が
できる一つの問題ではないかといふ
うに考えておるのであります。更に又従来と

つて来られた政府の組合に対する対策
というものの組合運動をできるだけ制
限して行く、こういう方針に随つて次
次に制限が強化されて来ておるとい
うのであります。こういうふうな政策
が私は今日の対立を生んで来た大きな
一つの理由であると思ひます。勿論一
方においては日本教職員組合の活動に
ついてはこれは十分な反省と検討を要
する点があるといふことは申しません。そ
ういふ点は教育職員の良識によつて十
分な反省をしなければならぬといふ
うに思ひますが、併し政府自身もずか
らよしとして組合運動の制限に狂奔す
るとか或いは教育の政治的自由を拘束
するとか、そういうことによつては解
決できないといふふうに考えるのであ
ります。特に教職員の身分についても
決してこれは安定してゐると思はな
いのであります。この教職員の地位と
か身分という問題は他の諸官庁或いは
労働組合に見られない複雑性を持つて
おります。現在義務教育諸学校の教職
員は身分は市町村にあります。併し身
分は市町村にあるけれども、給与は府
県が負担してゐる。更に給与は府
県が負担してゐるけれども、独力で負担し
てゐるのではない、国家が半額を負担
してゐる。従つて教員が給与の改善一
つを達成したい、こういう念願を持つ
ておつても、任命権者である市町村の
教育委員会に交渉することすら、話し
合ひすることすらできない、或いは府県
の教育委員会とこの問題について話し
合ひしても十分解決できない、とい
う文部省と話し合ひができるかどうかと
いふと、それすらできない。ここに今
日義務教育諸学校における教職員の待
遇というのは全国まち／＼になつてお

る。そして絶えず問題が起つてお
る、こういう点があります。この間か
らこの文部委員会が指摘された本年
度の大蔵に上る主として女教員の減
問題についてもこれを一体どこで解決
するか、これは主として一体どこで解決
するから来ておる問題でございませ
んが、これを市町村で解決することはで
きない、或いは都道府県でもできな
い、文部省でもできない、結局あいま
いにせられてそのまま葬り去られる。
こういうふうな現在の義務制教職員の
身分といふものはいろ／＼の面から一
体誰に保障されているのかといふ点に
なると、これは明確ではございませ
ん。こういう点については殆んど考慮
されておらない。それから又今日私は
教員組合だけの問題でなしに、この労
働組合とそれから使用者側との問題に
ついて労働協約とか或いは組合の経営
参加といふようなことがかなり検討さ
れて来ていると思ふのです。教育の問
題についても教職員の意見といふもの
が教育行政に反映せられる、こういう
ことになるとが私は今後の教育を改
善して行く一つの重要な点であると思
ひます。その点についても曾つて中央
教育審議会が設けられましたときに、
当委員会としては多数の意見を以て、
そうしてそれらの意見がこの審議会に
反映されるために組合の代表とか或い
は直接職場に働いておる教員の意見が
反映されるような構成にすべきであ
る、こういうふうな構成にすべきであ
る。その後中央教育審議会においてもその
構成は偏つておる、そうしてそのとき
文部大臣が約束した構成といふものは
全然考慮されておらない。こういうこ
とでは私は事態を改善して行くことは

できないと思います。文部大臣は法律万能主義的な考えを持つておられるのじやないかと思うのです。法律を以ていろいろの行動を規制して行つても決して積極的な改善にはならない。むしろ進んで教職員の声を聞き、教職員と共に手を携えて日本の教育のために尽して行くということ、こういうための臨路になつてゐる問題を検討して、それらを解決するという方向に努力すべきであると思うのです。そういう意見をこの際申上げて、私はこの今議題になつております義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案について修正案に賛成すると共に、残余の原案に賛意を表するものであります。

○永井純一郎君 私は日本社会党第二控室を代表いたしまして、討論をさせていただきますが、発熱いたしておりますので、坐つたまま失礼と思ひます。討論をさせていただきますと思ひます。私も修正案は非常に不満足な点もありますが、緑風会、改進黨並びに無所属の同僚諸氏の良心的な、熱心なその御態度に敬意を表しまして、この修正案に賛成をいたしますと共に、修正を除いた残余の部分に賛成をするものであります。討論の便宜のために私は衆議院送付原案が憲法であり、国民が了解することのできない点を明らかに先ずして行きたい、こう考えます。

ビキニの灰と汚職の中でこの法案が作られたことは日本の恥辱である、このように矢内原さんは全国のPTA、小中学校長会その他の教育関係者が行なつた法案研究会で述べられておりますが、私も全くこれと感を同じくするものであります。以下順を追つて原案についての欠点を述べて行きたいと思ひます。

私もこの法案が全国各新聞を初め、世論の圧倒的な反対の中に政府と自由党が無理押しに推し進めようとしておる点であります。汚職とこの教育二法案によつて吉田内閣には、はつきりと世論は世論、国会は国会という悲しむべき態度を打ち出して来ておるのであります。このことはやがて日本の民主政治を破壊し、一方に警察力を一手に握り、他方では時の政治の正しい批判者であり、次の時代のよりよき社会の創造者であるべき教育者の一切の政治活動を禁ずることによつて独占資本の金権をバックとした独裁の専制政治を急速に成長せしめる結果を招く虞れがあるものであります。この世論や輿論から離れて浮き上つた独善が、やがて極右極左の暴力主義を抬頭せしむることは必至であります。もはや今日吉田内閣は民主主義の大道をあるこうとはしてないものと断ぜざるを得ません。これが第一の原案に賛成しかねる点であります。

第二には、提案の理由が少しも明瞭でない点であります。これは証人喚問や文相との質疑応答を重ねるに従つてますます明瞭となつたのであります。文部省が提出して来た二十四の偏向事例にしても、或いは又文部省の通牒に基く教育の中立性が保持されてない事例の教育委員会の正式の報告について見ましても、明らかに偏向事例ありと明瞭に報告した府県は一県もない実情であります。文相もおしまひ頃には二十四の事例は偏向教育が行はれる虞れがあることと推測するに足る事例に過ぎないという答弁をせざるを得なくなつたのであります。結局のところ、これは単に尤もらしい理由を付けた日教組対策ではないかと問ひ詰められると、さすがに文相もさうだとは答へ切れず、決して日教組対策というものではないと逃げておられるのであります。結局のところ、政府はこの二法案を出した根拠と理由には国民を納得せしむるに足る資料は全然持ち合はせず、偏向事例と称するものをかき集め、でつち上げて却つて国民から輕蔑され、そのぶざまを笑われたのが実情であります。而して率直にこの法案提出の根拠を求めらば、それは文相の時代遅れの感覚であつたといつて間違ひではありません。即ちそれは君が代は国歌であり、学校では歌わすべきものだといふ低い、古いその感覚であります。これから出た日教組対策と謂つて間違ひないと思はれるのであります。

次に文相は赤対策、共産党対策であるといふ意味のごとき答弁を答弁に詰まると必ず幾度も強調されております。赤色革命を文相や自由党政府が恐れられる気持は私どもにもわかる、私も又それを好まない。而して赤色革命は文相的感覚、自由党的感覚がこれを誘発するものであることになぜ気付かないのであらうか、ロマノフ王朝の時代、ルイ王朝の時代、幕末の時代すべて暴政であり、自由と人権の束縛であり、奴隸政治であつたからでありま。真に赤色革命を恐れるならば、先ず政府は独占資本の金力による政治をやめなければならぬ。働くこと及び働く人を尊び、正直者が馬鹿を見ない、正しき人が尊重される世の中を作

り上げなければならない、そこでは常に自由が尊ばれ、人権が確保され、生活が保障されるのであつて、そこにはもはや赤色革命などの起る余地は毛頭存在し得ないのであります。汚職をやめよ、佐藤、池田両君を直ちに逮捕せしめよ、これをせずして民主憲法を蹂躪し、国会を輕視し、ただ現在の国会の多数を恃んで横暴政治をやるならば、国民は逆に赤色革命の途を、或いは極右の暴力主義の途を選ぶに至るであらうことは火を見るより明らかであると言わねばなりません。大磯の吉田総理の身辺には、すでにその兆しが見えております。即ちそれよりほかには国民大衆には取るべき有効な手段がなくなるからであります。

第四には、これが違憲の立法であるといふことであります。憲法の第三章において規定する基本的人権や表現の自由に対する明らかなる侵害でありま。全体の奉仕者であるといふ言葉や、公共の福祉に反するといふ言葉を名目としてこれを濫用し、或いは悪用して、時の権力に服従する義務を持つ国家公務員と本質的に違つて、むしろ時の権力に服さず、支配されないといふ、さういふことを本質とする、むしろこれらから守らるべき身分を持たされてゐるところの教師を国家公務員と全く同一に扱つてその政治的活動を全面的に禁止することや、或いは又中立確保に関する法律案では何人もが教唆扇動の罪の対象となり、これは明らかに国民全体が表現の自由の制限を受け、民主政治においてはむしろ最も活発であることが望まれるところの政治活動に制限を受ける結果を生ずるもので、明らかに憲法に違反する最も好ましか

らざるものであると言わねばなりません。

次に反対すべき重要な点は、文部省と文部省の府がかくのごとき五十万教師に捕縛をかけるがごとき刑罰法規を立案すべきものでないという点であります。これは法律的にも明らかに文部省に於くのごとき法案を立案する権限は文部省設置法に許されてないことと文相は氣付いておられないのであります。あなたの古い役人の感覚が文部省というものに対して重大な根本的な錯覚を起している結果、文部省だからこの法案が提出できると簡単に考えたものと推察します。文部省の法案の立案権は設置法に具体的に定められた各局の所管する事務に關してのみ法律案の立案が許されており、それは主として教育の目的を遂行する諸条件の整備確立に關するもののみであつて、教育や教師に対して刑罰を以て臨む法規の立案のごときは一切文部省の各局の管轄の事務にはないものであります。これは理の当然のことでありま。従つて政府がこの法律を提案して来るにしましても、その立案は法務省と自治庁等が立案して国会に提案して来るべき筋合いのものであります。この点大達文相は全く文政史上空前の一大汚点を文部省に残したものと云わなければなりません。教育行政上悲しむべきことであります。

時間がないので總括的な反対の主要な点を指摘しましたが、要するにこの二つの法律案は次の世代を如何にするかという真面目な教育的立場に立つて考慮されたものではなく、實に政治的考慮の上に立つて、即ち選挙というものをかなり頭の中に置いて立案された不

らざるものであると言わねばなりません。

次に反対すべき重要な点は、文部省と文部省の府がかくのごとき五十万教師に捕縛をかけるがごとき刑罰法規を立案すべきものでないという点であります。これは法律的にも明らかに文部省に於くのごとき法案を立案する権限は文部省設置法に許されてないことと文相は氣付いておられないのであります。あなたの古い役人の感覚が文部省というものに対して重大な根本的な錯覚を起している結果、文部省だからこの法案が提出できると簡単に考えたものと推察します。文部省の法案の立案権は設置法に具体的に定められた各局の所管する事務に關してのみ法律案の立案が許されており、それは主として教育の目的を遂行する諸条件の整備確立に關するもののみであつて、教育や教師に対して刑罰を以て臨む法規の立案のごときは一切文部省の各局の管轄の事務にはないものであります。これは理の当然のことでありま。従つて政府がこの法律を提案して来るにしましても、その立案は法務省と自治庁等が立案して国会に提案して来るべき筋合いのものであります。この点大達文相は全く文政史上空前の一大汚点を文部省に残したものと云わなければなりません。教育行政上悲しむべきことであります。

時間がないので總括的な反対の主要な点を指摘しましたが、要するにこの二つの法律案は次の世代を如何にするかという真面目な教育的立場に立つて考慮されたものではなく、實に政治的考慮の上に立つて、即ち選挙というものをかなり頭の中に置いて立案された不

まじめな眼先の政治闘争だけを目標としたものではないかという事を考えさせるのであります。政府は教育の政治的中立を強調して来ましたが、この法案が成立すれば、明らかに自由党という特定政党の政治勢力の伸長に資せられることもあるという事が考えられます。即ちこの法案は全く看板に偽りがあるものであつて、自由党という政治勢力の伸長に資するための法律案ではないかと謂う人があるのも肯けるのであります。

次に各論的に不備や欠点と思われる個々の点につきまして主なる点を箇条書程度に簡単に指摘をしておきたいと思ひます。実はこれらの点につきましては、逐条審議等の詳細な質疑応答によつて明らかにしたいと願つておつたのであります。特に当参議院におきましてはこの法案が我が国の教育に及ぼす重大性に鑑み衆議院の審議のごとき乱暴な粗雑な審議でなく、静粛に而して詳細に意見を述べた審議をすべきであると考え、私もはお互い申合はせて慎重に真面目にやることとし、たとへ非紳士的な態度をとるものがあつても我慢し、又どのように文相の答弁がくるる廻りの答弁で要領を得ず、又その態度が投げやりであつたりしても私もはこれを堪え、我慢して十分の審議をしたいと念願しておりましたが、私どものこの誠意は遂に与党の諸君の容れるところとならず、信じて来た委員長が詐欺にかけたような恰好で質疑のみの打切りを強行したことは、第二院として全く遺憾であつたと思ひます。従つて質疑は多少残つておりますが、ここでは時間の関係もあり、主だつた

点のみを指摘しておきたいと思ひます。

最も重大な欠点は、肝心の教育を破壊し、殆んど大多数の立派な教師の人々の不安と恐怖による教育の萎縮、沈滞、畏縮を防ぐ何らの保障も措置もされてないという点がその一つであります。

次には地教委はこの法ができれば全く教育振興のために奔走すべき機関ではなくして、監視機関と化してしまふ。而して罪を論ずるに當つて、請求権を持たされた地教委も、別に捜査する権限もないのであるから、これは当然警察が学校教室に立入る最も忌むべき事柄が生じ得ることは明瞭であります。教師として教へ子の前で、このような事柄が生ずることは、最もその心を痛めることであらうと私は考える。

次に教育基本法はこれまでその実行を教師の良心と良識と自主性に訴へた訓示の規定であつて、刑罰を以て臨むなどは毛頭考えられておらない性格のものであるといふことでもあります。刑罰で臨むこと自体がすでに教師の自主性を基本として作られた教育基本法の精神に反することであり、教育そのものを破壊することでもあります。この点私はどこまでも文相に注意を喚起してやみません。

次は教育委員会に請求権を持たせる以上、教育委員会自体が整備されて、自由党員やその他の政黨員が委員になつたり、教育長になつてはならないための立法措置を同時に講ずべきであるといふ点であります。この点については、今次の旭丘中学事件についても十分考慮を要するものがあります。勿論私も、両者に非常に行き過ぎがある

り、誠に遺憾であると考えておりますが、例の福原委員長が自由党員であり、而も人格的、性格的に偏狭な人である点は、今後請求権を与えられた場合の教育委員会運営上、見逃すことのできない重大な点であると私は考えるのであります。

次に又同時に、警察が完全に政治的中立が保持されることと制度でなければならぬといふ点であります。然るに政府の警察法の改正案は、全くこれと逆なものであるといふ点であります。

次はたとへこの法律が実施されましても、実際には一つの地域社会に無用な混乱を起すのみであり、又裁判になつた場合でも、殆んど政府の言ひ偏向事例のごときものは、憲法違反のものであり、従つて一々必ず違憲訴が行われることは必定であります。その結果裁判は常に混乱するが、今日第一線で公正に立ち働いておる裁判官の良識と憲法を守る義務のある裁判官が、日本の平和、民主憲法を御都合主義でなく、まじめに公正に解釈し運用することとは、十分期待できるのであつて、殆んど無罪になることは明らかであります。而して、むしろこの法そのものが違憲の法であるといふことが明らかにされるであらうといふことを私は指摘しておきたいと考えます。

以上簡単に述べましたが、これを、要するに私も民主憲法、平和憲法の精神に背反する一切のものを許すことはできません。以上のごとき意味から、私も修正案は十分であるとは考えませんが、加賀山君以下の御熱心な、而も真摯な御態度に敬意を払いまして、修正案に賛成を

いたしました。そしてこれを除くところの原案に賛成をいたしたい、このように考えるものでございます。以上を以て私の討論を終ります。

○松原一彦君 私は参議院改進黨の總意を以て、只今提案せられました緑風会の修正点と、これを除く原案に賛成するものでござります。

この法案は五十万の義務教育に従事する先生方の思想、行動を、刑事罰を以て威嚇的に取締ろうとするものであります。教育者は単なる労働者ではないし、学校は一つの觀念工場ではないのであります。教育者たる条件は、正しい情熱と思慮を持つ人格者で、国民の信頼を通してのみ、千六百万の児童の教育に當り得るものであります。その教育者に対して、かくのごとき威嚇立法を以て思想、行動を取締ろうとするにおいては、私は根本的に反対するものであります。誠に……

○荒木正三郎君 発言中でありまして、議事進行。私は文部大臣が出席せられてから松原さんの討論をせられることを希望します。

○委員長(川村松助君) 今呼んで来ます……

○松原一彦君 教育者は単なる労働者でもなければ学校は一つの觀念工場であつてはならないのであります。教育者たる条件は正しい情熱と思慮を持つ人格者、それが国民の信頼を通して一千六百万の児童生徒の教育に當るものでなくてはなりません。従つてこの教育者に影響する教育立法のごときは、非常な慎重な態度を持つておやり頂かなければ、誠にその結果が恐ろしいのであります。私は今回の立法が誠に悲しい教育界に大きな悪記録を残す

ものであることを痛じて、原則としてはこの立法に反対するものであります。併しながら教育界の現実を見ますといふと、文相の憂えられるところにも確かに一つの事実がある、即ち教育界における行き過ぎも偏向もあるものであります。が、この行き過ぎ偏向の例の最も著しいものとして昨今上つておるところの旭丘中学校のごときは当然これは改めなければなりません。又教育団体の中に日教組のごとき有力なものがある、これが労働組合法によらないで労働組合の尖端を走り、或いは政党内閣によらないで政党内閣の政党的行動をとつておることについても、私もはかねてから反省を求めておる。併しながら昔仏戦争の勝利がドイツの教育者の勝利であつたと言はれるごとく、日清、日露戦争の勝利も又日本の教育者の国民教育としての根柢から現れた勝利と伝えられておるのであります。併しながらその大きな影響を持つ教育者が明治の末期から大正にかけて政治的批判を忘れ、天皇絶対、教育勅語の暗誦に没頭した結果、遂にミリタリズムの抬頭となつて日本の国は危うく亡びそうになつたことは周知の通りであります。日本の教育者は過去の誤つた教育に対して非常な悔恨を持つておるのであります。従つてこの悔恨に報いるために新しい憲法の下に平和なる文化国家を民主的に建設するといふ大理想に陶酔して、絶対平和の目的の下に新教育を築いて行こうといふ熱意に燃えておる。これが大きな断層であるために、過去と現実との境が甚しいために、日本の教育界には行き過ぎが生じたのです。これは理想を追うの余りにあつて、そうして行き過ぎ

をも生じたのでありますが、併しそのすべてが育つて全国に配られた自由党報にあるように、現在の小学校教員は共産党の宣伝隊であり、職員室は共産党の出張所であるといったような認識をとられることを私は悲しむ。私の友人で心から共産党嫌いのものがある。大連におつて非常な共産党のテロの下に悩んだ者であります、その者が私にはがきを寄せて、教育二法案くらい教育の実態を知らない法案はない。誠に馬鹿げ切つたものであるが、これも元を正せば日教組がその種を蒔いたのであるから、いま暫く静観せざるを得ないだらうということをおしえておる。私もこの戦前の目を以て戦後の新しい時代の教育者を律することはできないのであります。そこに生じた行き過ぎがすべて共産党の手段によつてひつかり廻されて見ると見るその見地から立てられたところのこの立法であるとすると、それは非常な大きな誤りであり、五十万の教育者を侮辱するものだと思ふのであります。従つてこの認識の相違からかくのごとき法律が忽卒の間に強引に押し切られて出て来たのであるならば、その結果は誠に恐ろしいのであります。五十万の教育者をば殺すことにもなるかも知れない。萎縮せしめる結果の大きいことを私どもは心から恐れるのであります。

今回のこの法律が法の批判としてしましても地方公務員の身分を変えないで国家公務員の制約の条件のみをそれに加えようとするがごときはまさに憲法上の違反であります。違法であります。又中立法の「ための」は拡張解釈の虞れが十二分にあるのであります。これはいろ／＼原案支持者の側からは言われ

ておりますけれども、教育者にそのような厳罰を以て臨んで呵責なく綱の目に包んでしまふというやうなその考へ方の基礎に誤りがある。又旭丘のごとき悪例がそうするといふとつかまらないと言つて盛んにこれが院内外に流布せられておりますが、決してそうではございません。この法律案は二つになつておるけれども合せて一本であります。政治的な行き過ぎに對しましては取締りに行政罰を以てする、偏向的教育、政党的支持若しくは反對に對する措置に對しましては刑事罰を以てするのであります。政治的な行き過ぎは行政の罰で結構であります。進んで大きな過ちを犯し、児童を通じて偏向教育をなすごときものは、それは刑事罰を以て律することが出来る。二本を以て一本の法と見れば両方が適用することが出来るやうになつておるのであります。併しこの悪例がたゞ／＼あつたために全国がそのやうにあらゆるなど想像することとを私は否認します。恐れます。断じてさやうなことはございせん。どうかこの法律が幸いにして暫定措置法としてここに出席されておりますから、私はこれを是とします。そして教育界の自虐が一方に行われてこの暫定措置法が一日も早くなくなりますことを熱望して、この修正案並びに残余の法案に賛成の意を表するものであります。

○須藤五郎君 与党の諸君は四月三十日に至り、未だ総括質問も終了せざるにかかわらず、衆議院の例になら、無謀にも審議打ち切りの動議を成立せしめた。かかる非民主的な暴挙は何の目的を以てなされたのであらうか、かかる暴挙をあえてなさしめたる手は何者の魔手であらうか。汚職によつて存続の自信を失つた政府が法案の成立を急いだのも確かにその理由の一つであるが、この法案の背後にアメリカの強力なる圧力が加わり、先に成立したところのMSA協定と密接なる関係にあることは明白なる事実と言わざるを得ないのである。大連文相はこの法案が問題になつたのは昨年の七、八月頃で、山口県の日記帳問題が起つてからである。だからMSA協定に關する昨年十月末の池田・ロバートソン会談とは何らの関係がないと言つてゐる。だが併し、これは単なるごまかしに過ぎない、なぜならばMSA協定が日米兩國間の話し合いとなつたのは昨年の五月末である。而もMSA協定の第八条には「自國の防衛能力の増強に必要となることがあるすべての合理的な措置を執り」と明記されておる。よもや文相はこの条項の意味するものを知らないとは言へまい。政府はこの線に沿ひ、この二法案の立案を急いだことは蔽うべからざる事実である。昨年十月末の池田・ロバートソン会談は単にこのMSAの内容をより具体的に話合つたに過ぎないのである。即ち報道された日本側議案録草案によれば、日本側の代表團は十分な防衛努力を完全に実現する上での四つの制約のあることを強調してゐる。即ち第二の制約として、政治的、社会的制約を挙げ、これは憲法起草に當つて占領軍当局がとつた政策に源を発する、占領八年に亘つて日本人は如何なることが起つても武器をとるべきでないとの教育を最も強く受けたいのは防衛の任に先ず就かなければならぬ青少年であつたと言つてゐる。そうして確認事項として会談当事者は日本国民の防衛に對する責任感を増大

させるやうな日本の空気を助長するところが最も重要であることに同意した。日本政府は教育及び広報によつて日本に愛國心と自衛のための自覺的精神が成長するやうな空気を助長することに第一の責任を持つものであると諷つてゐるのである。古來いづれの独立國で他國から愛國心の育成を總攬された國があるだらうか。アメリカの總攬する愛國心とは果してどこの國のための愛國心なのであるか。この新聞発表にあつたアメリカ側は日本側に秘密漏洩であるとして嚴重に抗議を申入れておる事實は、この話し合いが眞実であることを裏書してゐるのである。

なおそれを更に裏書するごとく、去る三月十六日の衆議院外務委員会において建議委員が行なつたMSA協定文中の防衛能力に對する質問に對し、岡崎外務大臣は次のごとく答弁しておるのである。即ち「防衛能力と申しますと、その防衛力の基礎となるべき一般的な国力、すなわち産業、金融、資源その他経済的な力、その力、そればかりでなく、防衛力を効果的に發揮するために必要な組織とか構成とか、あるいは国民精神と申しますか、さういふやうなすべての防衛力の基礎となるべきものを含んだものと考へております。」と答弁しておる。これでも政府はこの二法案がアメリカに忠誠を誓う法案であり、MSAと関連浅からざる法案であることを否定できるだらうか、この眞實を國民の前に隠蔽することはできないであらう。

政府は昨年の日教組山田大会で確認された平和教育推進に關する運動方針が如何にも偏向教育を指示したもののごとく言つておるが、平和教育と偏向教育との間には何らの関係もなく、平和教育は飽くまでも目的であつて手段でも何でもないのである。日教組の指示する平和教育は憲法第九条の精神に則つたものであり、教育基本法の精神に従つたものに過ぎないのである。政府は今回二法案作成の裏付けとして当委員会に提出したるいわゆる二十四事例はその出所を明示することでもできず、その内容は全く嘘と歪曲に満ちた文部省作成の怪文書といふべきものであるが、而もその中心的事例はすべて平和教育に關する問題である。今日教育者の中心課題は、再び子弟を戦場に立たせぬということである。曾つて第二次大戦に際し政府軍部の強要によつて心ならずも幾多の子弟を戦場に駆りたてたために、今日自責の念に堪えない思いをしてゐる人が多いのである。この人たちが新憲法第九条に如何に感激したかといふことは想像にかたくない。これは教育基本法によつて得られた教師の自主性と共に、今日教育者が教育に情熱を捧げてゐる二つの根源なのである。政府は平和教育は手段であつて、その目的とするところは再軍備反對であり、軍事基地反對であり、吉田政府打倒であるといふが、さうではない、これらはすべて教師が平和教育の道を探求する過程においてひたしくぶつかることの厚き壁に過ぎないのである。この壁を破らずしては平和教育は一步も進まなくなるのである。外国軍隊の撤退なくして日本の独立はあり得ない。日本の独立なくして日本の平和はあり得ない。日本の平和なくして日本の教育はあり得ない。再軍備教育に反對せずして子弟を守ることはできないではないか。軍事基地に

反対せずして子弟を悪風より守ることはできないではないか、飛行機の爆音より教育を守るためには軍事基地撤去の署名運動を起さざるを得ないではないか、吉田内閣の打倒なくして以上述べたところは実現し得ないではないか。

以上はすべて平和教育途上の厚き壁である。この障害を破らずして平和教育は進展し得ないのである。一部のアメリカ追随者はいざ知らず、日本の独立と平和を愛するものは皆教師たちと志を同じくするものである。これがどうして偏向教育と言ひ得るのであるか。

京都市大將軍小学校の給食問題が文部省によつて偏向教育の事例とされておるが、給食問題に対して頭を悩ましておるのはひとり大將軍小学校の教師のみではない。

又去る五月三日の朝日新聞によると、文部当局の調査で小中学校児童の長期欠席者が全国で約三十四万人という数字が報道されている。危険校舎において授業を受ける児童数は全国百二十万と称されておるが、教室不足による二部教授、三部教授も又再準備予算を注ぎ込み、教育を破壊しておる吉田政府の文教政策の実態である。

今回起つた旭丘中学の問題は、この法案を通すための政府の挑発だと思ふが、同校舎を閉鎖し、学生を街頭に閉め出そうとしたのは誰であるか、政府の手先、京都市教委ではないか、かわい子供を偏向教育から守るために教育二法案を出したという政府、文部当局は何を口幅つたいことを言ふか。中国籍の中学生が、中国の三反五反運動を書いた作文を載せたところ、激賞

の日記冬の友を偏向教育の事例として挙げているが、三反五反運動の対象となつてゐるのは官僚主義、贈賄、浪費、脱税、国家資材の横領などである。今日汚職取締で汚れている自由党の諸君には子供の純真な声は恐ろしくて聞くに堪えないのであらう。大阪府南河内郡内小学校が使用してゐる六種類

の社会科教科書において国際教材の配列について調査した結果によると、アメリカの問題を取扱つた回数が三百四十五回で総数の四六%を占め、中国は九・九%、ソ同盟は四%に過ぎないものである。このような社会科教科書によつて育てられた日本の児童が如何なる影響を受けてゐるか、大阪府下郡部中学生一千名を対象として大教組が調査したところによると、世界で一番好きな国はどこですかという質問に対し、アメリカと答えたのが三二%、祖国日本と答えたものは驚く勿れた二%に過ぎなかつたのである。又池田市池田小学校の調査によると、どの国に生れかゝりたいかという質問に対し、六年生児童でアメリカと答えた者が五三%、父母の国日本と答えたものが僅か一六%に過ぎないのである。これこそ文部当局の教育に対する方針がアメリカ一辺倒の結果であり、植民地的教育の結果ではないか。かかる法案を作る無駄な努力をする前に、アメリカギヤング映画や街のパンパンや飛行機の爆音から児童を守るためにこそ最善の努力をなすべきである。

私はたび／＼君が代の問題に関して大達文相の所信を質して来た。これは教育に関する政府の方針なり、態度を見極めるために一番よい方法だと考えたからである。大達文相は、君が代という文字は、憲法の主権在民という点からいふと合はないと言ひながら、君が代という歌に流れている考えは日本の愛国心、国民の民族愛を諷つたものである、かように考へておられますと答えておる。愛国心とは一体如何なるものであるか、憲法で明示された主権者である人民を愛し、国土を愛し、民族の文化を愛することではないか。君が代のどこから人民を愛するといふ觀念が生れて来るのであるか。文相の言ひ、君が代によつて育成される愛国心であり、赤紙一枚により戦場にかり出されるところの愛国心を意味するものではないか、この精神は、今日の憲法の精神と全く相反するものと言ひざるを得ない。而も文相は、この憲法の精神に違反したところの君が代を歌うか歌はないかを以て偏向教育の路線にしようとしてゐるのである。これこそ文相の教育方針が奈辺にあるかを如実に物語るものではないか。私が曾つての委員会において、秋田市の敬愛学園の例を挙げ、そこにおいて八紘二字の天皇を神格化するがごとき教育がなされてゐることを指摘したのに対し、文相はそれのような教育は全く好ましい教育だと答へてゐるのである。これこそ明らかに現内閣の軍国主義教育の方向を示すものであり、かかる教育を推し進めるためには、あらゆる手段を尽して平和に對する教職員の熱意を弾圧し、その口を塞がざるを得ないのである。

この法案は実に平和に對する挑戦であり、再軍備や戦争に對する批判の力を奪おうとするものであると断ぜざるを得ないのであります。さればこそ今日日本の言論機関は挙げて反対を表明し、あらゆる大学教授を初めとするインテリゲンチヤ、労働者諸君もこの法案に反対してゐることは何を物語るものであるか。それはこの法案がアメリカの再軍備政策に奉仕する法案であり、日本を破壊に導く法案であり、憲法の精神に相反する法案であることを国民全体が知つてゐるからである。ひとり反省せざるものは汚職吉田内閣であり、頭固固なる大達文相のみである。曾つて教育勅語を誤読したために責任をとらされた校長のあつたことを耳にしているが、この二法案が通過した時は、日本の教職員は常に牢獄と失職に脅かされ、安心して教育に當ることすらできないこととなるだらう。併し新憲法下八年、たとへ十分とはいへども、自由とは何か、民主主義とは何かを身につけたる日本の教職員は、この法案に萎縮することなく、日本の平和のために、又學問なる教育の本義を守るために飽くまでみずからの選んだ道を勇敢に進むことを誓ふものである。

なお私は只今加賀山委員より提出された修正案に賛成し、又修正点を除く原案に賛成するが、併し更に次の機会においてこの法案の完全なる廃棄を目指して闘ふことを誓ふものであります。

○野本品吉君 私はこの二法案の審議に當りまして、随くまで私をなくしましめて、虚心坦懷に法案審議の経過に耳を傾けて参つたのであります。この長い、而も委員各位の熱心な質疑及びこれに對する政府側の答へを通じまして、私の結論は、緑風会の各位の良心と努力によつてできました修正案に賛成し、残りの政府の原案に賛成するといふことに相成つたわけであり。先ず若干の所見を申述べたいと思ふのであります。

今度の国会に提案されました法案は、現在政府提出法案だけでも実に百七十九件の多きに達してゐるのであります。これら多数の法案のうちで、いわゆる教育二法案ほど天下の視聽を集め、与野党の間に熱心な白熱的な論議が展開されたものはその例をみないと思ふのであります。何が故にこの法案がしかく全國民的関心の的となつたのであります。これはこの法案の對象となつてゐる全国五十万教育公務員の政治活動並びに教育活動と直接至大な關係があるといふこともその大きな理由の一つであります。より根本的な理由は、教員の政治活動並びに教育活動のあり方の如何が、自己のすべてを子供の健全な成長に期待する親たちの問題であり、更に戦に敗れた日本本再建復興を若い新しい次の世代の生命に求めようとする祖国と、民族の運命に關しますところの、切実であり、極めて深刻重大な問題であるからと思ふのであります。従つてこの法案が提案されますや、あらゆる方面からこの法案に對する賛否の論が澎湃として捲き起つて参つたのであります。この賛否の論に我々は虚心坦懷に耳を傾けて参つたのであります。けれども、今や全國民は国会において判断の最終段階として参議院の良識が如何にあるかといふこと、そしてその結論が本日如何に導き出されるであらうかといふことに耳を傾け、眼を見張つてその結果如何を見守つてゐるわけであり。

この法案に對しましての主なる批判を要約いたしますならば、その一つは、純然たる學問、研究の成果の発表が加罰の対象となる虞れがある。

第二番は基本的人權と教育の自由を侵害し、教育の權威とその自主性を失わせる。

第三は、教育が國家權力の不當な支配を受け、民主教育の危機を招くものである。

第四は、教育が對立し、抗争する現實政治の渦中に捲き込まれる虞れがある。

第五は、教育の實踐面において教師を消極的にし、これを萎縮させる。

第六は、政府の政策の批判を一切の教育活動から排除する。

第七は、民主的な憲法擁護と人權思想の普及を目指す教育の根本精神が破壊される。

第八は、憲法に保障された市民的自由が著しく拘束される等でありまして、以上は、この法案に對しまして教育關係の學界並びに實際家から公に表明された批判及び反對の意見の概要であります。これを要約して真正面からこれを受取つて参りますと、これらの批判をいたしました人たちの心の底には、この法案は日本教育の一つの汚点を印するものであり、幾十萬教育者と教育者を侮辱するものであるという氣持が流れておると私は看取するのであります。併しながら、それは我が國教育の掘りどころとなつてゐる教育基本法の精神、學校教育法その他の關係法規の規定が、教育者たちによつて正しく理解され、教育の場において忠実に實踐されてゐるという前提において首肯される意見であり、議論ではある

が、逆に現實に教員とその組織が政治活動や教育活動の面におきまして、或いは基本法の精神が歪められ、或いは教育法の規定等が蹂躪されてゐる事實がありとするならば、私はにわかに先ほど申し上げましたところの各方面からの所論及び批判に同調し得ないのであります。それだけでなく、國がこれを正常化するため適當な措置をすることの正当性を認めざるを得ないのであります。かように考へて参りますと、私は遺憾ながら我が國の教育界の一部にその過誤と行き過ぎを是正すると共に、かかる風潮の瀰漫を防止するため措置をとる必要性を裏付ける事實の存在を否定することのできないことを悲しきを得ないのであります。従つて私は甚だ遺憾なことではありますけれども、この二法案に對しては、一応提案の理由ありと認めるものであります。併しながら、ここに注意しなければならぬ点は、かかる法律の意圖するところは、どこまでも教員を弾圧し、教育を権力的な支配の下に置くものとするのではなく、教師と教育の場における過ちや行き過ぎを是正して、教員の持つ正しい力を助長し、純粋な教育活動を促進することを目途とするものでなければならぬという点であります。教育二法案は、かかる意圖以外に不純な何ものも持たないといふたしませんが、この限りにおいては善意の上に立つ教育者と教育界は、この法律案を歓迎こそすれ誹謗すべき何らの理由を持ち得ないと思ふのであります。

更になお注意すべきことは、同地的現象、部分的事實を以て全般を律し、而もこれに臨むに冷徹な法的制裁を以てしようとすることは、私の承服、納得することのできない最も重要な点なのであります。例へば今東京都市の旭丘中學のいわゆるあの教育の破局的な混亂の模様を前にいたしまして、私も誠に誠に教育のため、日本のため、痛根憂慮に堪へないものを感じるのでありますけれども、かかる事態の発生を捉へて直ちに全日本の教育が暴力革命の前後にあるがごとく戦慄感を國民に与えようとするような意見の發表は、当面の問題解決に何らの役に立たないだけでなく、致々として教育に精進努力しております教師と學校教育に對する信頼を失わせまして、幾十萬教師から教育に對する至純な情熱と意欲を奪ひ去り、我が國教育を萎縮沈滞させる以外の何ものでもないことを警告いたしたいのであります。加うるに私は本法案の提出を契機といたしまして、今や従来沈黙を守つておりましたまじめな良心的な教育者諸君の多數が、教育界に對する諸君の世論の批判を前にいたしまして、みづからの良識とみづからの判断に基きまして、自主的に自分たちのあり方を規制し、自分たちの社會を改善しようとして立ち上つておりますこの尊い姿、この事實を見落してはならないと思ふのであります。教師と教育の場における好ましからざる事態を教育者みづからの良識と努力に信頼して、これを排除させるよう、彼らを支援し、鼓舞し、激勵する配慮こそこの際最も必要であり、妥當であり、効果的であると私は考へるのであります。従つて外部からの威圧、威嚇或いは圧力による抑制のごときは、問題の根本的解決からみまうとい

うと、迂遠の途であると私は考へざるを得ません。私が原案に反對し、冷徹な法律による拘束を緩和するこの修正案に賛成するゆえんのもの、は、実にこのときこの際においてまさに立上りつつある善良、有為なる教育者自身の力によつて必ずや明瞭闊達、真に信頼され、我々の負託に應え得る教育が建設され、それを通して祖國と民族の榮光が招来されるであらうといふことは絶對の期待と信頼をかけるからであります。私は教育家諸君に對しまして、かような期待をかけておると同時に、政治の立場に立つ者として思い出す言葉をここで申したいと思ふのであります。それは、人を率ゐるに刑罰を以てするときは、免れて恥なき徒を生むだけであるといふことでありまして、この古人の箴言は今更のごとく思い出だされまして、この法案に對して私は深く考へさせられておつたわけでありまして、更に申したいと思ふことは、教育はあるべき世界、あるべき人間像を画いて、この理想の追求と實現に努めるところにその使命がある。別言すれば、現實政治に先行し、現實政治を高いところから引張つて行くところにその特色があるといふことでもあります。若しそれ教育が政治に支配されて、政治に對する奉仕、妥協を事とするのみであるようなことがありましたならば、それは人類、世界に進歩を期待することができないと思ふのであります。これは經濟を支配すべき政治が經濟に支配され、これに奉仕するところには政治の向上がなく、却つて醜い腐敗と墮落を政治の現實面に顕現させておることと同じであると私は考へます。(拍手)

この法律の理解と把握又その運用に當つては、常に理想を追求してやまない教育と、世俗的な問題の現實的處理を事といたしますところの政治との正しい位置付けと關係の上において細心且つ慎重な用意がなければならぬと思ふのであります。

私は重ねて全日本五十萬の教育者諸君の良識が今まで多數の者によつて諸君の頭の上に投げかけられておる汚名とその不肖を、諸君の良識と努力によつて一日も早く払拭洗浄されて、真に尊敬される教師、教育であり、真に愛される教師であり教員組織である日の一日も早からんことを心から念願いたしますのであります。

以上をもちまして私は修正意見に賛成し、殘された原案に賛成の意を表する次第であります。(拍手)

○委員長(川村松助君) ほか(御発言) ございませうか。ほか(御意見)もございません。討論は終局したものと認めて御異議ございませうか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(川村松助君) 御異議ないと認めます。

それではこれより採決に入ります。初めに義務教育諸學校における教育の政治的中立の確保に関する法律案、内閣提出、衆議院送付について採決いたします。

先ず討論のうちにあつた加賀山君ほか二名提出の修正案の問題に供します。加賀山君ほか二名提出の修正案に御賛成の方の御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○委員長(川村松助君) 多致でございませう。よつて加賀山君ほか二名提出の

修正案は多数を以て可決されました。

次に修正の部分を除いた原案全部を問題に供します。修正の部分を除いた原案全部に賛成の方の御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○委員長(川村松助君) 多数でございます。よつて義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案は多数を以て修正議決されました。

○委員長(川村松助君) 次に教育公務員特例法の一部を改正する法律案、内閣提出、衆議院送付について採決をいたします。

まず討論中にありました加賀山君ほか二名提出の修正案を問題に供します。加賀山君ほか二名提出の修正案に賛成の方の御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○委員長(川村松助君) 多数でございます。よつて加賀山君ほか二名提出の修正案は可決されました。

次に修正の部分を除いた原案全部を問題に供します。修正の部分を除いた原案全部に賛成の方の御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○委員長(川村松助君) 多数でございます。よつて教育公務員特例法の一部を改正する法律案は多数を以て修正議決されました。

なお本会議における委員長長の口頭報告の内容等については、例によりまして委員長に御一任をお願いします。

それから議院に提出する報告書には多数意見者の署名を附することになつておりますので、両案に賛成された方は順次御署名をお願いします。

多数意見者署名

高橋 道男 杉山 昌作
加賀山之雄 松原 一彦
長谷部ひろ 永井純一郎
相馬 助治 須藤 五郎
野本 品吉 荒木正三郎
高田なほ子 岡 三郎

○委員長(川村松助君) 署名漏れないと認めて御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(川村松助君) 署名漏れないと認めます。
本日はこれをもつて散会いたします。

午後零時十五分散会

四月三十日本委員会に左の事件を付託された。

一、(き)地教育振興法案(予備審査のための付託は四月二日)

五月一日本委員会に左の事件を付託された。

一、教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願(第二三九六号)(第二四〇〇号)(第二四〇一号)(第二四〇八号)(第二四〇九号)(第二四二二号)(第二四二二一号)(第二四二二七号)(第二四二八号)(第二四二九号)(第二四三三三号)(第二四四〇号)(第二四五六号)(第二四五七号)(第二四五八号)(第二四五九号)(第二四六〇号)(第二四六一号)(第二四六二号)(第二四六三号)(第二四六四号)(第二四六五号)(第二四六六号)(第二四六七号)(第二四六八号)(第二四六九号)(第二四七六号)(第二四七九号)(第二四八〇号)(第二四八一

号)(第二四八二号)(第二四八三号)(第二四八四号)(第二四八五号)(第二四八六号)(第二四八七号)(第二四八八号)(第二四八九号)(第二四九〇号)(第二四九一号)(第二四九三三号)(第二四九四号)(第二四九五号)(第二四九六号)

一、元海軍工士より養成所卒業生の文部省資格認定に関する請願(第二四四五号)
一、老朽校舍改築に関する請願(第二四四〇号)
一、元海軍工士より養成所卒業生の文部省資格認定に関する請願(第二四四五号)

一、元海軍工士より養成所卒業生の文部省資格認定に関する請願(第二四四五号)
一、老朽校舍改築に関する請願(第二四四〇号)
一、元海軍工士より養成所卒業生の文部省資格認定に関する請願(第二四四五号)

一、教育の政治活動禁止法制定反対に関する陳情(第六四〇号)(第六四四九号)(第六五三三号)(第六五八号)
一、理科教育振興法改正に関する陳情(第六五五号)(第六五九号)

第二三九六号 昭和二十九年四月二十日受理

教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願(二通)
兵庫県津名郡志筑町二八二 遠藤信治郎外四十八名

紹介議員 松浦 清一君
教育公務員特例法の一部を改正する法律案及び義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案の両法律案は、教育の自由を束縛し正しい教育を不可能にするものであるから、両法律案に反対であるとの請願。

第二四〇〇号 昭和二十九年四月二十日受理
この請願の趣旨は、第二三九六号と同じである。

教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願

請願者 東京都荒川区三河島町二ノ二、五七四 高田 卓郎外四十五名
紹介議員 重盛 壽治君
この請願の趣旨は、第二三九六号と同じである。

第二四〇一号 昭和二十九年四月二十日受理
教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願(二通)
請願者 佐賀県小城市戸刈村 松谷英夫外六十名
紹介議員 荒木正三郎君
この請願の趣旨は、第二三九六号と同じである。

第二四〇八号 昭和二十九年四月二十日受理
教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願(八通)
請願者 京都府与謝郡善老村字 岩ヶ鼻 野田正男外百十八名
紹介議員 大山 郁夫君
この請願の趣旨は、第二三九六号と同じである。

第二四〇九号 昭和二十九年四月二十日受理
教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願(三十四通)
請願者 福井県足羽郡下宇坂 村 真杉早ツ枝外三十三名
紹介議員 堂森 芳夫君
この請願の趣旨は、第二三九六号と同じである。

第二四二〇号 昭和二十九年四月二十二日受理

教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願
請願者 東京都世田谷区北沢四ノ四九六 中野進外三十五名
紹介議員 宮城タマヨ君
この請願の趣旨は、第二三九六号と同じである。

第二四二二号 昭和二十九年四月二十二日受理
教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願(十通)
請願者 福井県足羽郡上文殊 村 幸谷角貞外七十四名
紹介議員 堂森 芳夫君
この請願の趣旨は、第二三九六号と同じである。

第二四二七号 昭和二十九年四月二十二日受理
教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願
請願者 京都府与謝郡善老村字 ヶ鼻 室田忠一外十四名
紹介議員 竹中 勝男君
この請願の趣旨は、第二三九六号と同じである。

第二四二八号 昭和二十九年四月二十二日受理
教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願
請願者 京都府与謝郡伊根村字 龜島 可部武夫外十三名
紹介議員 大山 郁夫君

この請願の趣旨は、第二三九六号と同じである。

第二四二九号 昭和二十九年四月二十二日受理

教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願(十六通)

請願者 東京都大田区梶谷一ノ四三 村石明外百六十名

紹介議員 荒木正三郎君

この請願の趣旨は、第二三九六号と同じである。

第二四三三三号 昭和二十九年四月二十三日受理

教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願(百十三通)

請願者 徳島県麻植郡宇島村大字三ツ島字一里松一五三 入交泰助外百十二名

紹介議員 紅露 みつ君

この請願の趣旨は、第二三九六号と同じである。

第二四四〇号 昭和二十九年四月二十三日受理

教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願(四十七通)

請願者 福井県小浜市阿納丸谷久力太郎外七十三名

紹介議員 堂森 芳夫君

この請願の趣旨は、第二三九六号と同じである。

第二四五六号 昭和二十九年四月二十四日受理

教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願(三十五通)

請願者 福井県敦賀郡愛発村定

田区 高橋亨三郎外四十一名

この請願の趣旨は、第二三九六号と同じである。

第二四五七号 昭和二十九年四月二十四日受理

教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願

請願者 静岡県田方郡下狩野村日向六五〇 土屋文次外五万五千二百名

紹介議員 小松 正雄君

この請願の趣旨は、第二三九六号と同じである。

第二四五八号 昭和二十九年四月二十四日受理

教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願

請願者 山形県東置賜郡大塚村大字西大塚 大津光男外五千名

紹介議員 小林 亦治君

この請願の趣旨は、第二三九六号と同じである。

第二四五九号 昭和二十九年四月二十四日受理

教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願

請願者 群馬県邑楽郡伊奈良村大字板倉一、六三五 根岸真一外十四万三千二百三十三名

紹介議員 三木 治朗君

この請願の趣旨は、第二三九六号と同じである。

第二四六〇号 昭和二十九年四月二十四日受理

教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願

請願者 群馬県甘楽郡黒岩村大字上黒岩 野口惣太郎外十四万三千二百三十三名

紹介議員 山下 義信君

この請願の趣旨は、第二三九六号と同じである。

第二四六一号 昭和二十九年四月二十四日受理

教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願

請願者 熊本県上益城郡御船町荒瀬 篠原実外二万四千八百名

紹介議員 東 隆君

この請願の趣旨は、第二三九六号と同じである。

第二四六二号 昭和二十九年四月二十四日受理

教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願

請願者 北海道札幌市江別町二条三丁目 溝上功外二千八百六十五名

紹介議員 永井純一郎君

この請願の趣旨は、第二三九六号と同じである。

第二四六三号 昭和二十九年四月二十四日受理

教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願

請願者 兵庫県津名郡有波村黒谷一三九ノ一 山際勝外五千一名

紹介議員 相馬 助治君

この請願の趣旨は、第二三九六号と同じである。

第二四六四号 昭和二十九年四月二十四日受理

教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願

請願者 新潟県刈羽郡北嶺石村中田 土田秀夫外一万九千二百四十名

紹介議員 松澤 兼人君

この請願の趣旨は、第二三九六号と同じである。

第二四六五号 昭和二十九年四月二十四日受理

教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願

請願者 大分県玖珠郡南山田村町田 佐藤スミエ外五万三千二百三十三名

紹介議員 赤松 當子君

この請願の趣旨は、第二三九六号と同じである。

第二四六六号 昭和二十九年四月二十四日受理

教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願

請願者 島根県鏡川郡大社町伊藤貞蔵外一千六百名

紹介議員 加藤シヅエ君

この請願の趣旨は、第二三九六号と同じである。

第二四六七号 昭和二十九年四月二十四日受理

教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願

請願者 富山市南田町 佐野三

四郎外二万四千四百四十名

この請願の趣旨は、第二三九六号と同じである。

第二四六八号 昭和二十九年四月二十四日受理

教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願

請願者 静岡県小笠郡東山口村本所五〇四 岡本達郎外一万七千六百八十九名

紹介議員 戸叶 武君

この請願の趣旨は、第二三九六号と同じである。

第二四六九号 昭和二十九年四月二十四日受理

教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願

請願者 北海道空知郡音江村字向陽 森田守一外一万六千五百六十一名

紹介議員 上條 愛一君

この請願の趣旨は、第二三九六号と同じである。

第二四七六号 昭和二十九年四月二十六日受理

教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願(八通)

請願者 京都府与謝郡養老村字里波見 谷川歌子外百十四名

紹介議員 大山 郁夫君

この請願の趣旨は、第二三九六号と同じである。

第二四七九号 昭和二十九年四月二十六日受理

教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願

請願者 鳥取県東伯郡岡金町大島居 島飼一治外六百九十二名

紹介議員 中田 吉雄君

この請願の趣旨は、第二三九六号と同じである。

第二四八〇号 昭和二十九年四月二十六日受理

教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願

請願者 静岡県賀茂郡田子村 小林英吾外二万二千五百名

紹介議員 堂森 芳夫君

この請願の趣旨は、第二三九六号と同じである。

第二四八一号 昭和二十九年四月二十六日受理

教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願

請願者 岡山県倉敷市住吉町二三 渡辺英子外二万八千九百四十二名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第二三九六号と同じである。

第二四八二号 昭和二十九年四月二十六日受理

教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願

請願者 愛知県知多郡武豊町梨十ノ木 伊藤正義外二万六千三百四十名

紹介議員 戸叶 武君

この請願の趣旨は、第二三九六号と同じである。

第二四八三号 昭和二十九年四月二十六日受理

教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願

請願者 山形市香澄町木ノ実小路二〇一ノ一 本間来蔵外二万五千名

紹介議員 小笠原三男君

この請願の趣旨は、第二三九六号と同じである。

第二四八四号 昭和二十九年四月二十六日受理

教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願

請願者 山形県西田川郡温海町五十川田川鉾山 加藤清子外二万五千名

紹介議員 荒木正三郎君

この請願の趣旨は、第二三九六号と同じである。

第二四八五号 昭和二十九年四月二十六日受理

教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願

請願者 佐賀県東松浦郡厳木町新屋敷本町一ノ六 浜田ユリノ外二万九千六百名

紹介議員 安部キミ子君

この請願の趣旨は、第二三九六号と同じである。

第二四八六号 昭和二十九年四月二十六日受理

教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願

請願者 横浜市長沢区寺前町二五〇 松本隆外三万八千八百四十八名

紹介議員 岡 三郎君

この請願の趣旨は、第二三九六号と同じである。

第二四八七号 昭和二十九年四月二十六日受理

教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願(二通)

請願者 福岡県戸畑市小芝町四 大高篤外八万五千四百五十一名

紹介議員 松本治一郎君

この請願の趣旨は、第二三九六号と同じである。

第二四八八号 昭和二十九年四月二十六日受理

教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願(二通)

請願者 徳島市新蔵町三 高橋ます外三万四千五百十名

紹介議員 成瀬 暢治君

この請願の趣旨は、第二三九六号と同じである。

第二四八九号 昭和二十九年四月二十六日受理

教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願(二通)

請願者 滋賀県甲賀郡甲南町上野川四四五 中野栄一外二万三千九百四十四名

紹介議員 高田なほ子君

この請願の趣旨は、第二三九六号と同じである。

第二四九〇号 昭和二十九年四月二十六日受理

教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願

請願者 新潟県中頸城郡金谷村 大貫 長崎實吉外八万五千二百四十名

紹介議員 森崎 隆君

この請願の趣旨は、第二三九六号と同じである。

第二四九一号 昭和二十九年四月二十六日受理

教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願(二通)

請願者 愛知県丹羽郡古知野町宮後 馬場勇外十萬四百八十三名

紹介議員 湯山 勇君

この請願の趣旨は、第二三九六号と同じである。

第二四九三号 昭和二十九年四月二十六日受理

教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願(二通)

請願者 東京都文京区同心中二 林巨樹外九十二名

紹介議員 長谷部ひろ君

この請願の趣旨は、第二三九六号と同じである。

第二四九四号 昭和二十九年四月二十六日受理

教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願

請願者 神奈川県足柄下郡岩村二九〇 浦辺勤次郎外八名

紹介議員 三木 治朗君

この請願の趣旨は、第二三九六号と同じである。

第二四九五号 昭和二十九年四月二十六日受理

教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願(二通)

請願者 東京都渋谷区笹塚一、三七三 田島俊雄外百七十七名

紹介議員 矢嶋 三義君

この請願の趣旨は、第二三九六号と同じである。

第二四九六号 昭和二十九年四月二十六日受理

教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願(三通)

請願者 東京都豊島区千早町四ノ四一 東京都立豊島高等学校内 山井湧外八十四名

紹介議員 松原 一彦君

この請願の趣旨は、第二三九六号と同じである。

第二四九五号 昭和二十九年四月二十三日受理

元海軍工士より養成所卒業生の文部省資格認定に関する請願

請願者 広島県呉市本通四ノ四 大谷正義

紹介議員 相馬 助治君

元海軍工士より工員養成所補習科卒業者は、昨年十二月文部省令第三十号及び文部省告示百三十八号をもつて旧制中等学校卒業生と同等の学力あるものと認定された普通科の卒業生中から選抜された者が、海軍工作科予備補習生として一箇月海兵団及び艦艇において

兵役に服した上海軍の兵籍に編入され
婦しより後更に選抜を経てようやく進
学させられたもので、その教育におい
て旧専門学校の程度の資格をもつもの
あるから、その学歴資格を旧制専門学
校二年終了者と同等に認定せられた
との請願。

第二四五〇号 昭和二十九年四月二
十三日受理

老朽校舍改築に関する請願

請願者 滋賀県栗太郡草津町
長 黒川広太郎外一名

紹介議員 村上 義一君

滋賀県栗太郡草津小学校は、東と南の
二方が柳川に西は大用水池に隣接して
いる関係上、将来校地の拡張は全然見
込みがない上に児童数は年々激増の傾
向にあり、また校地は低地帯であるた
め少雨でも水浸りとなり、降雨期には
柳川のはん濫により床下に浸水して校
舎の腐朽度が高く、その修理に迫られ
ているのが現状である。更に本町を横
断する草津川はいわゆる天井川でその
堤防も危険の上なく、決壊の際は児童
の生命がまことに憂慮されるから、
本校舎を鉄筋コンクリート三階建一棟
延五百八十九坪に改築することに町議
会において議決したが、これにははく
大な建築費を要し現下の町財政では到
底不可能であるから、本校舎の改築に
公立学校危険校舎改築の国庫補助金を
支給するとともに起債を許可せられた
ことの請願。

第二四七四号 昭和二十九年四月二
十六日受理
元海軍工士より養成所卒業生の文部省
資格認定に関する請願

請願者 京都府舞鶴市字余部飯
野造船所内 吉田 廣
紹介議員 竹中 勝男君
この請願の趣旨は、第二四四五号と同
じである。

第六四〇号 昭和二十九年四月二十
日受理

教員の政治活動禁止法制定反対に關す
る陳情

陳情者 愛知県愛知郡東郷村大字
春木三、三〇六 石川春
露外十七名

教育公務員特例法の一部を改正する法
律案及び義務教育諸学校における教育
の政治的中立の確保に関する法律案の
両法律案は、「教育の中立性維持」の美
名のもとに教職員の基本的人権を無視
しさらに教育基本法に違反して正しい
教育を破壊するものであるから、両法
律の成立を阻止せられたいとの陳情。

第六四一号 昭和二十九年四月二十
一日受理

教員の政治活動禁止法制定反対に關す
る陳情(六通)

陳情者 茨城県水戸市三ノ町四三
九 中村泰也外五十一名

この陳情の趣旨は、第六四〇号と同じ
である。

第六四四号 昭和二十九年四月二十
一日受理

教員の政治活動禁止法制定反対に關す
る陳情(三通)

陳情者 広島県府中市鶴飼町 皿
田節子外二名

この陳情の趣旨は、第六四〇号と同じ
である。

第六四九号 昭和二十九年四月二十
二日受理

教員の政治活動禁止法制定反対に關す
る陳情

陳情者 広島県松永市本郷町 宮
田芳夫

この陳情の趣旨は、第六四〇号と同じ
である。

第六五三三号 昭和二十九年四月二十
三日受理

教員の政治活動禁止法制定反対に關す
る陳情(七通)

陳情者 広島県賀茂郡黒瀬町 正
化環外六名

この陳情の趣旨は、第六四〇号と同じ
である。

第六五八号 昭和二十九年四月二十
六日受理

教員の政治活動禁止法制定反対に關す
る陳情

陳情者 神奈川県川崎市大島町四
ノ五三 大野正之助

この陳情の趣旨は、第六四〇号と同じ
である。

第六五五号 昭和二十九年四月二十
三日受理

理科教育振興法改正に關する陳情(七
通)

陳情者 熊本県八代市長町八四
海老原ゆり外七名

第十六回国会において、理科教育振興
法が成立し、国、公立学校は国庫から補
助金が交付されることになったが、同
法には私立学校が含まれておらず、た
だでさえ私学経営の困難な今日におい
て到底私学の理科教育の振興は不可能
であり、また国、公、私立と経営の主

体はそれぞれ異なつていても、国の教
育内容を高めていく諸法案に国、公、
私立の差別のないことは、教育基本
法、学校教育法の本旨から見ても明ら
かであつて、既に産業教育法、定時制
教育法においては公、私立平等に取
り扱われているから、理科教育振興法
成立の際、参議院において行われた
「公立学校と同様に私立学校に對して
もすみやかに国庫補助の途が開かれる
よう考慮すること」の附帯決議の趣旨
に沿うよう本法を改正せられたいとの
陳情。

第六五九号 昭和二十九年四月二十
六日受理

理科教育振興法改正に關する陳情(三
通)

陳情者 岡山市門田一七二学校法
人山陽学園理事長 星 鶴
義兵衛外三名

この陳情の趣旨は、第六五五号と同じ
である。

五月四日本委員会に左の事件を付託さ
れた。

一、教員の政治活動禁止法制定反対
に關する請願(第二五〇五号(第二二
五〇六号)(第二五一七号)(第二二
一八号)(第二五二〇号)(第二五二
一号)(第二五二二号)(第二五二三
号)(第二五二四号)(第二五二五
号)(第二五二六号)(第二五二七
号)(第二五二八号)(第二五二九
号)(第二五三〇号)(第二五三一
号)(第二五三二号)(第二五三三
号)(第二五三四号)(第二五三五
号)(第二五三六号)(第二五三七
号)(第二五三八号)(第二五三九
号)(第二五四〇号)(第二五四一

号)(第二五四二号)(第二五四三
号)(第二五四四号)(第二五四五
号)(第二五四六号)(第二五四七
号)(第二五四八号)(第二五四九
号)(第二五五〇号)(第二五五一
号)(第二五五二号)(第二五五三
号)(第二五五四号)(第二五五五
号)(第二五五七号)(第二五五八
号)(第二五五九号)(第二五六〇
号)(第二五六一号)(第二五六二
号)(第二五六三三号)(第二五六
四号)(第二五六五号)(第二五六
六号)(第二五六七号)(第二五六
八号)(第二五六九号)(第二五七〇
号)(第二五七一〇号)(第二五七二
号)(第二五七三三号)(第二五七
四号)(第二五七五号)(第二五七
六号)(第二五七八号)(第二五六
九号)

一、無名戦士の墓献納に関する請願
(第二六〇二号)
一、教員の政治活動禁止法制定反対
に關する陳情(第六六五号)(第六
六九号)
第二五〇五号 昭和二十九年四月二
十七日受理
教員の政治活動禁止法制定反対に關す
る請願(四通)
請願者 東京都豊島区高田南町
一ノ六四 若野国実外
百四十名
紹介議員 岡 三郎君
「教育公務員特例法の一部を改正する
法律案」及び「義務教育諸学校における
教育の政治的中立の確保に關する法律
案」は、教育の自主性を失わせ、学問
の自由に不当の圧迫を加える虞れがあ
るから、本教育二法案の参議院通過に
反対せられたいとの請願。

第二五〇六号 昭和二十九年四月二十七日受理

教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願

請願者 長野県松本市北上横田町一、四九五 青柳房

子外二万名

紹介議員 高田 なほ子君

この請願の趣旨は、第二五〇五号と同じである。

第二五一号 昭和二十九年四月二十七日受理

教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願

請願者 神奈川県横須賀市汐入町五ノ四〇 近藤正二

外十六名

紹介議員 三木 治朗君

この請願の趣旨は、第二五〇五号と同じである。

第二五一八号 昭和二十九年四月二十七日受理

教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願

請願者 神奈川県川崎市大島町四ノ九 高木為次郎外

十一名

紹介議員 曾根 益君

この請願の趣旨は、第二五〇五号と同じである。

第二五二〇号 昭和二十九年四月二十八日受理

教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願(四通)

請願者 神奈川県逗子市東逗子二〇二 北条恒一外七

十四名

紹介議員 河野 謙三君

この請願の趣旨は、第二五〇五号と同じである。

第二五二二号 昭和二十九年四月二十八日受理

教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願(七通)

請願者 福岡市東中門人形町一

三九 池田セツ子外三

十六万一千五百四十六

名

紹介議員 松本治一郎君

この請願の趣旨は、第二五〇五号と同じである。

第二五二二二号 昭和二十九年四月二十八日受理

教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願(七通)

請願者 鳥取県八頭郡用瀬町大字別府 福島憲二外二

十五万三千八百九名

紹介議員 佐多 忠隆君

この請願の趣旨は、第二五〇五号と同じである。

第二五二三号 昭和二十九年四月二十八日受理

教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願(五通)

請願者 新潟県南蒲原郡加茂町三、四四五 鶴巻文雄

外四万三千三百三十四名

紹介議員 阿具根 登君

この請願の趣旨は、第二五〇五号と同じである。

第二五二四号 昭和二十九年四月二十八日受理

この請願の趣旨は、第二五〇五号と同じである。

教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願(二通)

請願者 宮崎県宮崎郡生目村宇跡江 日高頼夫外五万

一千四百八十七名

紹介議員 海野 三朗君

この請願の趣旨は、第二五〇五号と同じである。

第二五二五号 昭和二十九年四月二十八日受理

教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願(十通)

請願者 北海道亀田郡浅亀沢村字志海若 松岡正男外

八万七千三百三十三名

紹介議員 三輪 貞治君

この請願の趣旨は、第二五〇五号と同じである。

第二五二六号 昭和二十九年四月二十八日受理

教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願

請願者 鹿児島県薩摩郡宮之城村 福田左右平外九千

九百九十九名

紹介議員 久保 等君

この請願の趣旨は、第二五〇五号と同じである。

第二五二七号 昭和二十九年四月二十八日受理

教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願(三通)

請願者 静岡県田方郡西豆村小下田一、六七一ノ一

酒井浩司外六万八千九

百七十四名

紹介議員 野澤 勝君

この請願の趣旨は、第二五〇五号と同じである。

第二五二八号 昭和二十九年四月二十八日受理

教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願(五通)

請願者 東京都板橋区板橋町二ノ一七〇 小川弘子外

三万五千八百名

紹介議員 高田なほ子君

この請願の趣旨は、第二五〇五号と同じである。

第二五二九号 昭和二十九年四月二十八日受理

教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願(四通)

請願者 和歌山県東牟婁郡敷屋村 神戸和夫外四万三

千四百四十名

紹介議員 吉田 法晴君

この請願の趣旨は、第二五〇五号と同じである。

第二五三〇号 昭和二十九年四月二十八日受理

教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願(五通)

請願者 静岡県富士郡富士町松本一七 野島多蔵外五

万三千七百七十名

紹介議員 小酒井義明君

この請願の趣旨は、第二五〇五号と同じである。

第二五三一号 昭和二十九年四月二十八日受理

教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願

請願者 静岡県磐田郡二俣町阿蔵六三 飯塚正男外三

万九百九十九名

紹介議員 木下 源吾君

この請願の趣旨は、第二五〇五号と同じである。

第二五三二号 昭和二十九年四月二十八日受理

教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願(三通)

請願者 秋田県南秋田郡下井河村 伊藤クニ外十六万

六千四百二十一名

紹介議員 藤原 道子君

この請願の趣旨は、第二五〇五号と同じである。

第二五三三号 昭和二十九年四月二十八日受理

教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願(七通)

請願者 青森県南津軽郡竹館村大字広船 外川敏三郎

外十四万一千七百八十四名

紹介議員 竹中 勝男君

この請願の趣旨は、第二五〇五号と同じである。

第二五三四号 昭和二十九年四月二十八日受理

教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願

請願者 山形県南置賜郡窪田村字小瀬一、〇六七 石

川義夫外二万九千九百

九十九名

紹介議員 内村 清次君

第二五三三三号 昭和二十九年四月二十八日受理
教員の政治活動禁止法制定反対に關する請願(三通)
請願者 島根県能義郡赤屋村大字赤屋 大塚孝雄外三万二千八百四十三名
紹介議員 河合 義一君
この請願の趣旨は、第二五〇五号と同じである。

第二五三三六号 昭和二十九年四月二十八日受理
教員の政治活動禁止法制定反対に關する請願(五通)
請願者 兵庫県美作郡浜坂町清富五〇 楠田一二外十五万六千七百九十名
紹介議員 大倉 精一君
この請願の趣旨は、第二五〇五号と同じである。

第二五三七七号 昭和二十九年四月二十八日受理
教員の政治活動禁止法制定反対に關する請願(二通)
請願者 熊本県八代郡宮地村精谷 岩下吉蔵外二十一万六千七百三十名
紹介議員 矢嶋 三義君
この請願の趣旨は、第二五〇五号と同じである。

第二五三八号 昭和二十九年四月二十八日受理
教員の政治活動禁止法制定反対に關する請願(八通)
請願者 島根県那賀郡今福村大字入野 河野義美外十一万九千三名
紹介議員 荒木正三郎君
この請願の趣旨は、第二五〇五号と同じである。

第二五三九号 昭和二十九年四月二十八日受理
教員の政治活動禁止法制定反対に關する請願(八通)
請願者 神奈川縣鎌倉市扇ヶ谷 吉原正仁外三十八万五千六百名
紹介議員 重盛 壽治君
この請願の趣旨は、第二五〇五号と同じである。

第二五四〇号 昭和二十九年四月二十八日受理
教員の政治活動禁止法制定反対に關する請願
請願者 群馬県吾妻郡岩島村富沢光男外一万一千七百八十名
紹介議員 羽生 三七君
この請願の趣旨は、第二五〇五号と同じである。

第二五四一号 昭和二十九年四月二十八日受理
教員の政治活動禁止法制定反対に關する請願(三通)
請願者 京都府乙訓郡向日町大字鶏冠小字御座敷二八今西武次外五万一千四百五十八名
紹介議員 小笠原二三男君
この請願の趣旨は、第二五〇五号と同じである。

第二五四三三号 昭和二十九年四月二十八日受理
教員の政治活動禁止法制定反対に關する請願(十一通)
請願者 秋田県鹿角郡曙村長内 根本由太郎外六十二万五千二百二十一名
紹介議員 岡田 宗司君
この請願の趣旨は、第二五〇五号と同じである。

第二五四四四号 昭和二十九年四月二十八日受理
教員の政治活動禁止法制定反対に關する請願
請願者 長崎県島原市安徳丁一、三五五 雜賀巽外三万七千三百八十三名
紹介議員 清澤 俊英君
この請願の趣旨は、第二五〇五号と同じである。

第二五四五五号 昭和二十九年四月二十八日受理
教員の政治活動禁止法制定反対に關する請願(二通)
請願者 香川県香川郡浅野村二七四 長尾勝外九万三千六百五十名
紹介議員 森崎 隆君
この請願の趣旨は、第二五〇五号と同じである。

第二五四六六号 昭和二十九年四月二十八日受理
教員の政治活動禁止法制定反対に關する請願(五十四通)
請願者 福岡県柳川市大字彌町 江口政俊外十九万六千三百六十六名
紹介議員 岡 三郎君
この請願の趣旨は、第二五〇五号と同じである。

第二五四七七号 昭和二十九年四月二十八日受理
教員の政治活動禁止法制定反対に關する請願
請願者 長崎県南松浦郡富江町上町 川田明男外三千七百八十五名
紹介議員 三橋八次郎君
この請願の趣旨は、第二五〇五号と同じである。

第二五四八八号 昭和二十九年四月二十八日受理
教員の政治活動禁止法制定反対に關する請願(五通)
請願者 和歌山県伊都郡山田村出塔 植木徳一外十万一百一名
紹介議員 永岡 光治君
この請願の趣旨は、第二五〇五号と同じである。

第二五四九九号 昭和二十九年四月二十八日受理
教員の政治活動禁止法制定反対に關する請願(五通)
請願者 香川県木田郡植田村本村 植田初栄外七万七千十二名
紹介議員 秋山 長浩君
この請願の趣旨は、第二五〇五号と同じである。

第二五五〇〇号 昭和二十九年四月二十八日受理
教員の政治活動禁止法制定反対に關する請願(三通)
請願者 群馬県伊勢崎市豊城町 亀井一外一十七万四千五百六十六名
紹介議員 大和 與一君
この請願の趣旨は、第二五〇五号と同じである。

第二五五一〇号 昭和二十九年四月二十八日受理
教員の政治活動禁止法制定反対に關する請願(二通)
請願者 青森県北津軽郡五新川原町布屋町一 松林栄吉外七万一千七百七十九名
紹介議員 亀田 得治君
この請願の趣旨は、第二五〇五号と同じである。

第二五五二二号 昭和二十九年四月二十八日受理
教員の政治活動禁止法制定反対に關する請願(六通)
請願者 神奈川縣川崎市渡田新町一ノ五四 富永利彦外八万五千四百七十七名
紹介議員 秋山 長浩君
この請願の趣旨は、第二五〇五号と同じである。

第二五五三三号 昭和二十九年四月二十八日受理
教員の政治活動禁止法制定反対に關する請願(五通)
請願者 香川県木田郡植田村本村 植田初栄外七万七千十二名
紹介議員 秋山 長浩君
この請願の趣旨は、第二五〇五号と同じである。

第二五五四四号 昭和二十九年四月二十八日受理
教員の政治活動禁止法制定反対に關する請願(五通)
請願者 香川県香川郡浅野村二七四 長尾勝外九万三千六百五十名
紹介議員 森崎 隆君
この請願の趣旨は、第二五〇五号と同じである。

第二五五四五号 昭和二十九年四月二十八日受理
教員の政治活動禁止法制定反対に關する請願(二通)
請願者 香川県香川郡浅野村二七四 長尾勝外九万三千六百五十名
紹介議員 森崎 隆君
この請願の趣旨は、第二五〇五号と同じである。

第二五五四六号 昭和二十九年四月二十八日受理
教員の政治活動禁止法制定反対に關する請願(五十四通)
請願者 福岡県柳川市大字彌町 江口政俊外十九万六千三百六十六名
紹介議員 岡 三郎君
この請願の趣旨は、第二五〇五号と同じである。

第二五五四七号 昭和二十九年四月二十八日受理
教員の政治活動禁止法制定反対に關する請願
請願者 長崎県南松浦郡富江町上町 川田明男外三千七百八十五名
紹介議員 三橋八次郎君
この請願の趣旨は、第二五〇五号と同じである。

第二五五四八号 昭和二十九年四月二十八日受理
教員の政治活動禁止法制定反対に關する請願(五通)
請願者 和歌山県伊都郡山田村出塔 植木徳一外十万一百一名
紹介議員 永岡 光治君
この請願の趣旨は、第二五〇五号と同じである。

第二五五四九号 昭和二十九年四月二十八日受理
教員の政治活動禁止法制定反対に關する請願(五通)
請願者 香川県木田郡植田村本村 植田初栄外七万七千十二名
紹介議員 秋山 長浩君
この請願の趣旨は、第二五〇五号と同じである。

第二五五〇〇号 昭和二十九年四月二十八日受理
教員の政治活動禁止法制定反対に關する請願(三通)
請願者 群馬県伊勢崎市豊城町 亀井一外一十七万四千五百六十六名
紹介議員 大和 與一君
この請願の趣旨は、第二五〇五号と同じである。

第二五五一〇号 昭和二十九年四月二十八日受理
教員の政治活動禁止法制定反対に關する請願(二通)
請願者 青森県北津軽郡五新川原町布屋町一 松林栄吉外七万一千七百七十九名
紹介議員 亀田 得治君
この請願の趣旨は、第二五〇五号と同じである。

第二五五二二号 昭和二十九年四月二十八日受理
教員の政治活動禁止法制定反対に關する請願(六通)
請願者 神奈川縣川崎市渡田新町一ノ五四 富永利彦外八万五千四百七十七名
紹介議員 秋山 長浩君
この請願の趣旨は、第二五〇五号と同じである。

第二五五四四号 昭和二十九年四月二十八日受理
教員の政治活動禁止法制定反対に關する請願(五通)
請願者 香川県香川郡浅野村二七四 長尾勝外九万三千六百五十名
紹介議員 森崎 隆君
この請願の趣旨は、第二五〇五号と同じである。

第二五五四五号 昭和二十九年四月二十八日受理
教員の政治活動禁止法制定反対に關する請願(二通)
請願者 香川県香川郡浅野村二七四 長尾勝外九万三千六百五十名
紹介議員 森崎 隆君
この請願の趣旨は、第二五〇五号と同じである。

第二五五四六号 昭和二十九年四月二十八日受理
教員の政治活動禁止法制定反対に關する請願(五十四通)
請願者 福岡県柳川市大字彌町 江口政俊外十九万六千三百六十六名
紹介議員 岡 三郎君
この請願の趣旨は、第二五〇五号と同じである。

第二五五四七号 昭和二十九年四月二十八日受理
教員の政治活動禁止法制定反対に關する請願
請願者 長崎県南松浦郡富江町上町 川田明男外三千七百八十五名
紹介議員 三橋八次郎君
この請願の趣旨は、第二五〇五号と同じである。

第二五五四八号 昭和二十九年四月二十八日受理
教員の政治活動禁止法制定反対に關する請願(五通)
請願者 和歌山県伊都郡山田村出塔 植木徳一外十万一百一名
紹介議員 永岡 光治君
この請願の趣旨は、第二五〇五号と同じである。

第二五五四九号 昭和二十九年四月二十八日受理
教員の政治活動禁止法制定反対に關する請願(五通)
請願者 香川県木田郡植田村本村 植田初栄外七万七千十二名
紹介議員 秋山 長浩君
この請願の趣旨は、第二五〇五号と同じである。

第二五五〇〇号 昭和二十九年四月二十八日受理
教員の政治活動禁止法制定反対に關する請願(三通)
請願者 群馬県伊勢崎市豊城町 亀井一外一十七万四千五百六十六名
紹介議員 大和 與一君
この請願の趣旨は、第二五〇五号と同じである。

第二五五一〇号 昭和二十九年四月二十八日受理
教員の政治活動禁止法制定反対に關する請願(二通)
請願者 青森県北津軽郡五新川原町布屋町一 松林栄吉外七万一千七百七十九名
紹介議員 亀田 得治君
この請願の趣旨は、第二五〇五号と同じである。

第二五五三号 昭和二十九年四月二十八日受理 教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願 請願者 京都市伏見区深草古久保町七五 桑原園外二万七千八百八十五名 紹介議員 栗山 良夫君 この請願の趣旨は、第二五〇五号と同じである。	第二五五四号 昭和二十九年四月二十八日受理 教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願(五通) 請願者 千葉県夷隅郡勝浦町墨名八一七 片岡唯二外五万六千九百二十九名 紹介議員 江田 三郎君 この請願の趣旨は、第二五〇五号と同じである。	第二五五五号 昭和二十九年四月二十八日受理 教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願 請願者 鳥取県岩美郡大成村木原 岡本哲郎外七千六百十三名 紹介議員 中田 吉雄君 この請願の趣旨は、第二五〇五号と同じである。	第二五六〇号 昭和二十九年四月二十八日受理 教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願 請願者 宮崎県延岡市大字川島 二九七 田口良生外五万一千四百六十八名 紹介議員 千田 正君 この請願の趣旨は、第二五〇五号と同じである。	第二五六二号 昭和二十九年四月二十八日受理 教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願 請願者 大分県中津市東郷瀬町 四四四 白見敷外四万五千六百六十八名 紹介議員 加瀬 完君 この請願の趣旨は、第二五〇五号と同じである。
第二五六四号 昭和二十九年四月二十八日受理 教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願 請願者 福岡県大牟田市大字川尻二ノ八 塚崎マサノ外一万四千五百三十名 紹介議員 藤田 進君 この請願の趣旨は、第二五〇五号と同じである。	第二五六六号 昭和二十九年四月二十八日受理 教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願 請願者 高知県幡豆郡東中筋村 大字森沢 寺尾美代子外八万七千三百三十九名 紹介議員 鈴木 一君 この請願の趣旨は、第二五〇五号と同じである。	第二五六七号 昭和二十九年四月二十八日受理 教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願 請願者 広島県深安郡中条村字西中条 神原敏人外二万八千四百五十一名 紹介議員 堂森 考夫君 この請願の趣旨は、第二五〇五号と同じである。	第二五六八号 昭和二十九年四月二十八日受理 教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願 請願者 大阪府守口市平代町一四五 森川松司外三万六千五百八名 紹介議員 大山 郁夫君 この請願の趣旨は、第二五〇五号と同じである。	第二五六九号 昭和二十九年四月二十八日受理 教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願 請願者 高知県高岡郡窪川町宮内 西井清枝外一万七千二百六十三名 紹介議員 八木 秀次君 この請願の趣旨は、第二五〇五号と同じである。
第二五七〇号 昭和二十九年四月二十八日受理 教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願(三通) 請願者 長野県北佐久郡中津村 塩名田 佐藤長次外四万九千四百三十六名 紹介議員 上條 愛一君 この請願の趣旨は、第二五〇五号と同じである。	第二五七二号 昭和二十九年四月二十八日受理 教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願(三通) 請願者 東京都西多摩郡小宮村 養沢一、〇五三 乙津アサ子外六万二百名 紹介議員 山田 節男君 この請願の趣旨は、第二五〇五号と同じである。	第二五七三号 昭和二十九年四月二十八日受理 教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願 請願者 宮崎県都城市西町三、七〇九 有馬正外一万七千九百九十一名 紹介議員 堀 眞琴君 この請願の趣旨は、第二五〇五号と同じである。	第二五七四号 昭和二十九年四月二十八日受理 教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願 請願者 熊本県荒北郡田浦村小田浦 田中みつ外二万四千八百二十名 紹介議員 須藤 五郎君 この請願の趣旨は、第二五〇五号と同じである。	第二五七五号 昭和二十九年四月二十八日受理 教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願 請願者 東京都千代田区九段四ノ二 高橋勇治外三万二千二百五十三名 紹介議員 羽仁 五郎君 この請願の趣旨は、第二五〇五号と同じである。
第二五七六号 昭和二十九年四月二十八日受理 教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願 請願者 東京都千代田区九段四ノ二 高橋勇治外三万二千二百五十三名 紹介議員 羽仁 五郎君 この請願の趣旨は、第二五〇五号と同じである。	第二五七七号 昭和二十九年四月二十八日受理 教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願 請願者 高知県高岡郡窪川町宮内 西井清枝外一万七千二百六十三名 紹介議員 八木 秀次君 この請願の趣旨は、第二五〇五号と同じである。	第二五七八号 昭和二十九年四月二十八日受理 教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願 請願者 高知県高岡郡窪川町宮内 西井清枝外一万七千二百六十三名 紹介議員 八木 秀次君 この請願の趣旨は、第二五〇五号と同じである。	第二五七九号 昭和二十九年四月二十八日受理 教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願 請願者 高知県高岡郡窪川町宮内 西井清枝外一万七千二百六十三名 紹介議員 八木 秀次君 この請願の趣旨は、第二五〇五号と同じである。	第二五八〇号 昭和二十九年四月二十八日受理 教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願 請願者 高知県高岡郡窪川町宮内 西井清枝外一万七千二百六十三名 紹介議員 八木 秀次君 この請願の趣旨は、第二五〇五号と同じである。
第二五八二号 昭和二十九年四月二十八日受理 教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願 請願者 高知県高岡郡窪川町宮内 西井清枝外一万七千二百六十三名 紹介議員 八木 秀次君 この請願の趣旨は、第二五〇五号と同じである。	第二五八三号 昭和二十九年四月二十八日受理 教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願 請願者 高知県高岡郡窪川町宮内 西井清枝外一万七千二百六十三名 紹介議員 八木 秀次君 この請願の趣旨は、第二五〇五号と同じである。	第二五八四号 昭和二十九年四月二十八日受理 教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願 請願者 高知県高岡郡窪川町宮内 西井清枝外一万七千二百六十三名 紹介議員 八木 秀次君 この請願の趣旨は、第二五〇五号と同じである。	第二五八五号 昭和二十九年四月二十八日受理 教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願 請願者 高知県高岡郡窪川町宮内 西井清枝外一万七千二百六十三名 紹介議員 八木 秀次君 この請願の趣旨は、第二五〇五号と同じである。	第二五八六号 昭和二十九年四月二十八日受理 教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願 請願者 高知県高岡郡窪川町宮内 西井清枝外一万七千二百六十三名 紹介議員 八木 秀次君 この請願の趣旨は、第二五〇五号と同じである。

請願者 福島県石城郡好間村忽

滑五〇 大内正雄外十

一万八千二百二十四名

紹介議員 戸叶 武君

この請願の趣旨は、第二五〇五号と同じである。

第二五七三号 昭和二十九年四月二

十八日受理

教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願

請願者 横浜市保土谷区岩間町

二ノ一九 野川義蔵

外十一名

紹介議員 曾祿 益君

この請願の趣旨は、第二五〇五号と同じである。

第二五七四号 昭和二十九年四月二

十八日受理

教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願

請願者 横浜市磯子区岡坂一、

一二七 河野五郎外九

名

紹介議員 三木 治朗君

この請願の趣旨は、第二五〇五号と同じである。

第二五七五号 昭和二十九年四月二

十八日受理

教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願(三通)

請願者 東京都江戸川区西小松

川二ノ二八一 原正敏

外四十八名

紹介議員 野本 品吉君

この請願の趣旨は、第二五〇五号と同じである。

第二五九七号 昭和二十九年四月二

十八日受理

教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願

請願者 三重県志摩郡浜島町大

字浜島 小坂新十郎外

一万二千五十五名

紹介議員 前田 穰君

この請願の趣旨は、第二五〇五号と同じである。

第二五九八号 昭和二十九年四月二

十八日受理

教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願

請願者 青森県三戸郡五戸町字

越掛沢五〇ノ一 中市

源太郎外五百四名

紹介議員 奥 むめお君

この請願の趣旨は、第二五〇五号と同じである。

第二六〇四号 昭和二十九年四月二

十八日受理

教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願

請願者 東京都練馬区関町六ノ

四一七 三橋重男

紹介議員 松原 一彦君

この請願の趣旨は、第二五〇五号と同じである。

第二六〇二号 昭和二十九年四月二

十八日受理

無名戦士の墓敷納に関する請願

請願者 埼玉県入間郡越生町大

字越生九八一財団法人

世界無名戦士の墓建設

会総裁 岡田忠彦

紹介議員 榎原 亨君 石川

榮一君 上原 正吉君

小林 英三君

最近政府は、太平洋戦争における無名戦没者の墓を建設する意図の由であるが、財団法人世界無名戦士の墓建設会は、国民の名において各国の人々の間に理解と親善とを打ち建て平和日本を世界に表明する国策の一環として、これが建設を企て、しかも完成の上は国に提供する計画をもつて工事に着手し、すでに半ばまで進んでいるから、政府においては、これが完成後に採納せられたいとの請願。

第六六五号 昭和二十九年四月二十

七日受理

教員の政治活動禁止法制定反対に関する陳情

陳情者 広島県甲奴郡領家村 奥

榎一郎

今回衆議院を通過した「教育公務員特例法の一部を改正する法律案」及び「義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案」は、民主主義教育の根幹を脅かし、全国の教職員と青少年並びにその親たちの教育への熱情を喪失させる危険性を包蔵しているから、両法律案に反対であるとの陳情。

第六六九号 昭和二十九年四月二十

八日受理

教員の政治活動禁止法制定反対に関する陳情(三通)

陳情者 広島県賀茂郡竹原町 田

村成一外二名

この陳情の趣旨は、第六六五号と同じである。

五月六日本委員会に左の事件を付託された。
一、文化財保護法の一部を改正する法律案
(予備審査のための付託は四月五日)